



県の説明を聴く調査団

— 目 次 —

共同調査報告 飼料用稲・飼料用米を軸にした耕畜連携 —鳥取県畜産農協の挑戦—

リード	神山 安雄	(4)
鳥取県の水田フル活用ビジョンとコメ政策転換・米価下落下の経営所得状況	服部 信司	(5)
鳥取県における飼料用米・飼料用稲の作付と耕畜連携の位置	谷口 信和	(14)
鳥取県下の農地政策－農地中間管理事業の展開－	堀口 健治	(24)
鳥取県の畜産・酪農	小林 信一	(32)
鳥取県畜産農協の事業展開－歴史と現在、将来－	鎌谷 一也	(39)
鳥取県畜産農協の飼料用稲・米を軸にした耕畜連携の取り組み	神山 安雄	(46)
飼料稲生産と東部コントラクターの役割	矢坂 雅充	(52)
旧町一農場を目指した八頭船岡営農組合の取り組み	秋山 満	(59)
鳥取県東部地域の農業法人経営：(有) 田中農場		
－土づくりに基づく高品質のコメ生産－	服部 信司	(66)

シリーズ“東日本大震災・福島原発事故からの復旧・復興の今⑥”

福島県からの天然農法の移転	矢坂 雅充	(70)
---------------	-------	------

〔時評〕担い手育成事業への期待と要望－沿岸漁業の場合－…(KK) (2)

☆表紙写真 東部コントラクターによるWCS用稲の収穫作業 編集部
「農村と都市をむすぶ」2014年11号(第64巻11号)通巻757

担い手育成事業への期待と要望——沿岸漁業の場合



来年度予算の概算要求において青年就農給付金が二〇〇億円近くに増額計上されている。新規就農・経営継承への農業界の強い希望を反映した動きである。漁業でも新規漁業就業者総合支援事業として八億円強の予算が要望されているが、その実態はほとんどが雇用乗組員募集策であり、自営漁業者として研修・経営自立を実現しようとする事業はいくつかの県が県単独事業として実施している実情にある。

都会の若者の労働条件が正規・非正規を問わずに厳しい中で、自然の中で働きたいと願う若者が絶えず一定数は生まれている。これに対応する形で、沿岸漁業の将来の担い手を確保する施策の必要性を重視しているいくつかの県において、県単独事業として漁業担い手育成事業が進められており、最長二〜三年間の研修を漁協が事業主体となって実施し、研修生に漁業技術を教え、終了後には組合員として受け入れ、漁協リース等の形で漁船を貸与し、独立した沿岸漁業者として自立させるなどの方策がとられている。

しかし漁協が事業を開始しても漁業者の協力を得るのは必ずしも容易ではない。漁場行使には法令で定められた項目以外に仲間うちで細かな取り決めがあり、その中

には必ずしも合理的ではないと感じられる慣行も存在するため、新規参入者は往々にして伝統的規則とぶつかりやすいこと、限られた漁場・資源に対して競争者となり得る新参者を既存の組合員は歓迎しにくいことなどの現実があるからである。

この施策が開始された当初は、漁業政策と居住者増加策とが合体した位置づけがなされていた。それは県外の漁業未経験者で子育て世代の者が家族ぐるみで漁村に定住することを期待しており、交付税の増額につながる過疎対策の一環であった。この結果、漁協に対して市町村が住居の確保、配偶者の雇用機会の斡旋等で協力を惜しまなかったといえる。

しかし制度が整備されて、研修生の生活費として二〜三年にわたって年間二〇〇万円前後が貸し付けられ（一定期間定着すれば返済免除という条件が通常）、研修終了後には漁船取得に補助金が与えられる方向が進んでくると、対象者の条件の拡張が漁協側から強く要求されるようになった。たとえば鳥取県では二五〇〇万円までの漁船（機器類を含む）に県・市町村で補助金が出され、本人は三分の一の負担でこれを取得できることになったため、跡取り息子にそれが適用されるのであれば、サラリーマンになるのではなく漁業後継者になってほしいと考える父親が増えてきた。水揚げが五〇〇万円程度の沿岸漁業では自分が新船を持つことはとうていできないと

考えていた父親にとって、息子が新船を取得できることは大きな魅力でもある。

この施策の事業主体は漁協であるから、漁協が県に申請しなければ事業は始まらない。それゆえ漁業者の希望を背景にした漁協側の要望は強く、それに応じて研修生の条件は県外出身者から県内出身者、さらに漁家子弟も可という方向で変化していった。この背景には、現在の沿岸漁業における所得状況では子弟を後継者にする事ができないと考え、老朽化した漁船を修理しながら単身操業を続けようと覚悟していた父親が、所得補助と新船建造の支援が与えられるのなら息子を後継者にしたいと望み、子弟の側も所得が追加されるのであれば、人に使われるサラリーマンではなく独立して自由に働くことを望むという事情があり、その切実な心情は十分に理解することができる。したがって漁家子弟のための後継者化支援策は独自の位置づけで継続されることが必要であらう。

しかしながら今日の制度の方式では、漁協側が外部の参入希望者を後回しにして組合員の子弟を優先する傾向が強くなるために、事業対象として外部の参入希望者が排除される傾向が表れており、事業の性格は漁業外の人を漁業に誘致して沿岸漁業者の純増をはかる施策から、制度がなくとも後継者になったかも知れない漁家子弟に所得等の優遇措置をつけて迷う決断を後押しする制度へとその性格を変化させたように見える。

漁業外から漁業着業を希望する者に対する貴重な機会としてこの事業に大きな期待を持つ筆者としては、この変化をそのままは認めることはできず、事業の組み方の工夫を要望したい。漁業者の子弟以外の若者にとって、自営漁業者になることの困難は漁業権の保有主体である漁協に加入することが困難であるという事情である。現実には漁業外から漁協組合員になっている人達の事例を見れば、雇われ乗組員の場合は別として、漁協の組合員と知り合いになってその紹介によって准組合員となり、漁船を持ち、居住地を移して何年かかけて正組合員になっている場合が多い。しかし高い所得を得られるわけでもない沿岸漁業への着業としては、これでは負担が大き過ぎ、その現実を知ってあきらめてしまう人が多い実状である。

その点で、各県が力を入れてきた担い手育成事業は、沿岸漁業側から明日の担い手を求めるための方策であると同時に、自立した沿岸漁業者になることを願う若者にとって、職業選択の自由を手にする数少ない機会である。したがって、漁家子弟の後継者と外部者の参入とを同じ一つの制度の中で運用して、事実上外部からの参入希望者がその機会を得られにくくなるという事態には社会的正当性がないと思われる。両者を目的の異なる（したがって制度内容の異なる）制度として、明確に位置づけ直す工夫がほしいと思われる所以である。

（KK）

共同調査報告

飼料用稲・飼料用米を軸にした耕畜連携

— 鳥取県畜産農協の挑戦 —

農林行政を考える会の二〇一四年度共同調査のテーマは、「飼料用稲・飼料用米を軸にした耕畜連携―鳥取県畜産農協の挑戦―」であった（二〇一四年九月九―十一日調査実施）。農政改革による経営所得安定対策・水田フル活用対策が推進されるなかで、飼料用稲（WCS用稲）・飼料用米の生産がどうなっていくのか。飼料用稲・飼料用米を軸にして形成されてきた耕畜連携の取り組みが、どのように発展していくのか。鳥取県畜産農協が牽引する鳥取県東部地域の耕畜連携の取り組みを調査対象にして、その行方を探ろうとした。

調査報告は、第一に、①鳥取県全体の経営所得安定対策の推進（服部信司）、②県全体の飼料用稲・飼料用米の取り組み（谷口信和）、③鳥取県下の農地政策―農地中間管理事業の展開（堀口健治）、④鳥取県畜産の現状（小林信一）―についてまとめた。第二は、鳥取県畜産農協の取り組みについてである。⑤鳥取県畜産農協の事業展開―歴史・現在・将来―について、鳥取県畜産農協の鎌谷一也組合長に執筆してもらった。あわせて、⑥鳥取県畜産農協の飼料用稲・米を軸にした耕畜連携（神山安雄）、⑦耕畜連携を主体的に担う東部コントラクターの役割（矢坂雅充）についてまとめた。第三は、鳥取県東部地域における集落営農と法人経営の事例分析である。⑧鳥取県東部地域の集落営農（農事組合法人・船岡八頭農場）（秋山満）、⑨鳥取県東部地域の農業法人経営（有限会社・田中農場）について（服部信司）、分析した。

多忙の折にもかかわらず調査に協力いただいた、鳥取県畜産農協の鎌谷一也組合長をはじめ、鳥取県農林水産部の方々、八頭町船岡地区の「共生の里づくり」にたずさわる関係者の方々、田中農場の田中正保社長に感謝したい。

（神山安雄）

鳥取県の水田フル活用ビジョンと

コメ政策転換・米価下落下の経営所得状況

(公財) 日本農業研究所客員研究員

服部 信司

はじめに

自民党安倍政権は、二〇一二年一月に発足したが、その翌二〇一三年度は、それまでの民主党政権下の戸別所得補償を中心とする農業政策が引き続き行われた。

「一三年度の作付けの準備に取組はじめている現場に混乱を与えないため」という理由からであるが、同時に、行われていた政策が生産者の支持をそれなりに得ており、直ちに变えるべき問題政策がなかったということもあったといっている。

今年度から、自民党政権の下で、四つの改革(①農地中間管理機構の創設、②経営所得安定対策の見直し、③水田フル活用とコメ政策の見直し、④日本型直接支払い制度の創設)を柱とする新たな農業・農村政策が始まっている。

その「経営所得安定対策の見直し」のポイントは、①定額支払いを半分(一〇アール七五〇〇円)に減額、②変動支払いを廃止し↓収入減少緩和対策で対応、とするものであり、「コメ施策の見直し」のポイントは、③飼料用米への数量払いの導入(下限値:単収三八〇kg五万五〇〇円、上限値:単収六八〇kg一〇万五〇〇〇円)、④飼料用米を中心とする水田フル活用の推進、そのための水田フル活用ビジョンの都道府県による策定、⑤五年後を目途にした「需要に見合ったコメ生産(生産調整の廃止)への移行である。

新政策は、その初年度(今年度)から、米価の大幅な下落に直面している。調査に訪れた鳥取県も、その直撃を受けていた。

ここでは、まず、今年度からの水田フル活用ビジョンを踏まえ、鳥取県のビジョンを見ることがから始めよう。

表 1 水田活用の直接交付金

項 目	万円/10 アール
麦、大豆、飼料作物	3.5
WC S用稲	8.0
加工用米	2.0
飼料用米・米粉用米	収量に応じ 5.5－10.5
二毛作	1.5
耕畜連携	1.3

表 2 産地交付金（水田活用ビジョン作成を条件とした追加配分）

品 目	取 組 内 容	万円/10 アール
飼料用米、米粉用米	多収性品種への取り組み	1.2
加工用米	複数年（3年）契約	1.2
備蓄米	2014 年産備蓄米	0.75
そば、なたね	作付の取り組み	基幹作 2、二毛作 1.5

1 鳥取県の水田フル活用ビジョン

(1) 水田フル活用ビジョンの策定と産地交付金

今年度から、水田フル活用ビジョンの策定が、都道府県に問われている。その策定が産地交付金を得る条件になったのである。

そこには、今後三～五年間の水田活用の取組方針（作付け予定面積、三年後の予定（作付面積、生産量）、作付けの現状、作付けごとの取り組み方針）を記載する、とされる。

産地交付金は、水田活用の交付金（表 1）への追加配分（支払い）であり、①飼料用米・加工用米の多収性品種の導入について一・二万円／一〇アール、②加工用米の複数年（三年）契約について一・二万円などが支払われる（表 2）。飼料用米・加工用米の作付けを促す措置である。ビジョンの策定・産地交付金は、飼料用米を中心とする水田フル活用を推進するために設定されたものといえよう。

(2) 鳥取県の現状と水田フル活用ビジョン

1) 現状（二〇一三年）

二〇一三年の鳥取県の水田作付面積は約二万 ha。田（耕地）面積二万三七〇〇 ha の八四％に当たる。二〇一三年の主食用米は一万三、七六六 ha（水田作付面積の六九

表 3 鳥取県の水田フル活用ビジョン

作 物	2013 年	2014 年	2016 年	変 化 ()内は%	
				2013→2014	2014→2016
主食用米	13,766(68.8)	13,097(65.4)	12,850(64.0)	-669 (-4.9)	-247 (-1.9)
転作作物	3,130(15.6)	3,707(18.5)	3,933(19.6)	+577 (18.4)	+226 (6.1)
うち、飼料用米	297	665	760	368 (124)	95 (14.3)
WCS 用稲	292	293	300	1 (0.3)	7 (2.4)
加工用米	92	250	300	158 (172)	50 (20)
備蓄米	256	256	256	0	0
麦	115	116	120	1 (0.9)	4 (3.5)
大 豆	688	710	720	22 (3.2)	10 (1.4)
飼料作物	1029	1050	1100	21 (2.0)	50 (4.8)
地域振興作物	3,116(15.6)	3,225(16.1)	3,300(19.6)	9 (0.3)	75 (2.3)
うち、野菜	(1,967)	(2,020)	(2,090)	(53) (2.7)	(70) (0.5)
合 計	20,012(100.0)	20,029(100.0)	20,083(100.0)	17 (0.1)	54 (0.3)

資料：鳥取県「鳥取県水田フル活用ビジョン」。

％)、飼料用米などの転作作物が三、一三〇ha(同一六％)、野菜などの地域振興作物三、一一六ha(同一六％)であった(表3)。

2) 二〇一四年

今年(二〇一四)の主食用米作付面積は一万三、〇九七ha。昨年よりも六六九ha、約五％の減少である。これは、いうまでもなく、生産数量目標の削減に伴う作付面積の縮小である。

その減少を補う形で、飼料用米は二九七haから六六五haへと三六八ha、二倍以上(一二四％)の増加であり、加工用米も九二haから二五〇haへと二五八ha、二・七倍の増加になっている(表3)。他方、大豆の増二二ha(三二％)、飼料作物の増二二ha(二％)は小さい。

飼料用米と加工用米の増大面積の合計五二六haは、転作作物の増加面積五七七haの九一％を占めている。鳥取では、飼料用米が中心となり、加工用米が副軸となって、主食用米面積の減少をカバーしたのである。

飼料用米は、「県外流通のルートを確認し、従来から取り組んでいる県内流通分と合わせて五〇〇〇トン程度の需要先が確保できたため、転作作物の新たな柱として作付けを推進する」^④ものと位置づけられている。

また、加工用米は「主食用米と同じ機械、施設で取り組めることから、JAを中心に実需者との複数年契約を

推進しながら、作付面積の拡大をめざす」とされている。

3) 二〇一六年

今年から一六年へと二年間で主食用米面積はさらに二四七ha（一・九％）減少すると見込まれている。消費の減少↓生産数量目標の減少が織り込まれている。

ここにおいても、飼料用米の増・九五ha（一四％増）と加工用米の増・五〇ha（二〇％）の合計一四四haが、主食用米の減少二四七haを補う中心（五八％）を占めているが、二〇一三→一四年のカバー率九割に比べると低下している。飼料作物五〇ha増や地域振興作物の野菜七〇ha増が一定の役割を果たしているのである。

4) ビジョン全体

二〇一三年から一六年への三年間全体について見られるのは、主食用米の面積減を、飼料用米を中心とし加工用米、飼料作物、野菜などの増によってカバーしていくという姿である。

それは、自民党・農水省の「飼料用米を中心とした水田フル活用の推進」に対応するものであり、水田活用の交付金と産地交付金がそれを支えているといえよう。

また、飼料用米・加工用米を中心とするのは、「湿田でも栽培が可能で、機械・施設等の新たな投資なしに取組むことができる」からとしている。今後の米価からは、そこに補填金を含めても、投資資金になりうる利益

を出すことは容易に展望できないからである。

なお、主食用米の作付けにおいて、二〇一三年は、コシヒカリ四八・二％、ひとめぼれ三三・八％、きぬむすめ一〇・二％であった。これを二〇一八年には、コシヒカリ四〇・四％（七・六％ポイント減）、ひとめぼれ二九・五％（四・三％ポイント減）とし、「きぬむすめ」を二二・二％（一二％ポイント増の二倍強）にする目標を掲げている^④。きぬむすめは、「品質・収量が安定して高い」からであり、きぬむすめへの移行により、「夏季の高温による品質低下を軽減」しようとしているのである。鳥取県の一等米比率（二〇一〇―一三年平均）は二九％^⑤で、全国七五％よりも相当に低い。きぬむすめへの移行は、その拡大による全体品質の向上により、一等米比率をも高めていこうとするものであろう。

5) 「飼料用米↓畜産飼料は一〇年のスパンで見る」説明を受けた県の方が次のように言われていた。「飼料用米は制約が多く、自由度が低い。畜産飼料として用いるのには、一〇年のスパンで見る必要がある」と。大事は指摘と思われる。

先日、全農は、「二〇一五年産飼料用米の生産振興目標を六〇万トンに大幅拡大し、全量買い取る^⑥」とした。飼料用米の二〇一四年産推定生産量は二〇万トン弱とされるから、その三倍である。しかも、その品種は「作り

なれた主食用品種を基本に据える」という。全農は、この思い切った方針を「主食用米価格の大幅下落に対し、生産者の所得確保に向け」位置づけている。

この全農の方針は、西川農相が言うように、「ある程度米価の安定に」寄与するであろう。

だが、日本において飼料用米生産を定着・拡大させていくためには、専用飼料用米品種の開発・普及が不可欠である。全農の方針の「主食用品種を基本に据える」は、その点を曖昧にするおそれがある。この点は十分に吟味する必要がある。

主食用米の大幅下落に伴う所得の下落に対しては、主食用米の経営所得安定対策の拡充で対応すべきなのである。飼料用米生産の拡大は、その拡大のために必要なこと（多収量専用品種の開発・普及、流通インフラの整備など）を着実に進めていくことで初めて可能になる。

まさに、「二〇年のスパンで見ていく」必要がある。

2 コメ政策転換・米価下落における経営所得状況

(1) 経営所得安定対策の見直し

今年度からの経営所得安定対策の見直しを確認しておけば、以下のごとくである。

① 定額支払い（昨年度まで一万五〇〇〇円／一〇ア

ール）は、今年度から七五〇〇円に減額し、二〇一八年度に廃止する。

② 変動支払いは廃止する。「変動支払い」というのは、農家の販売価格が六〇kg一万三七〇〇円（標準的な生産費・経営費と家族労働費の八割）を下回った場合、一万三七〇〇円と「販売価格＋定額支払い」の差を補償するとしたもの。これが、廃止された。

③ 価格の下落には、収入減少影響緩和対策（ならし）で対応する。

収入減少緩和対策は、この間も戸別所得補償と併行して実施されていた。その基準は、過去五年間のうち最低と最高を除く三年間の都道府県平均収入とされる。それと各経営体の収入の差額を合算・相殺し、その減収額の九割を補填する。

資金は、政府三・生産者一の割合で拠出する。実質的に（拠出金を引いて）およそ収入減の六七・五％がカバーされる。

対象者は、今年度については、四ha以上の認定農業者と二〇ha以上（中山間地域一〇ha以上）の集落営農。来年度からの対象者は、規模要件は課せずに認定農業者、集落営農、認定就農者となる。来年度以降、価格が下落した場合の対策（セーフティネット）への参加は、認定農業者と集落営農組織（その合計農家数は全体の四分の

一)に限られることになる。

今年度に限り、この制度に加入しえない者に対し、抛
出を求めずに国庫負担金の半額を交付する特例措置が行
われる。これは収入減のおよそ三三・七五%を補填。

以上のように、主食用米の経営所得安定対策は、昨
年度まで四年間続いた戸別所得補償制度に比べ、明らか
に弱体化している。飼料用米対策の充実など全体としての
農業政策で主食用米の所得減を補うという考え方であろ
うが、それには決定的な限界がある。飼料用米など新規
需要米に加工用米・備蓄米を加えた面積は、主食用米面
積の一割以下(二〇二二年度七%)とどまるからである。

このように、主食用米の経営所得安定対策が弱体化し
た状態の下で、米価の下落が生じた。

(2) 米価・概算金の大幅低下

今年五月以降、米価の下落が進行した。七月の卸売価
格(全農などの出荷団体と卸業者との間の相対取引価格
の平均)は、六〇kg一万四、〇四〇円で一年前の一万六、
一四八円から一三%下落した^⑧。

その背景には、①コメ一人当たり消費量の減少に基づ
く消費量減少、②それによる高水準の在庫の持続(一三
年六月三一五万トン↓一四年六月三二二万トン)、③今
年度の過剰作付二・七万haによる生産数量目標(七六五
万トン)を上回る生産量の増大予測(七八八万トン^⑨)

があった。

こうしたなかで、今年産についての概算金(農協に出
荷する農家に対し、農協が支払うコメ一俵(六〇kg)あ
たりの概算金)は、軒並みに大幅下落した。宮城ひとめ
ぼれの概算金八四〇〇円は前年一万二二〇〇円から二八
〇〇円(二五%)の低下、秋田あきたこまち八五〇〇円
は一万一五〇〇円から三〇〇〇円(二六%)の低下、茨
城コシヒカリの概算金九〇〇〇円は一万二五〇〇円から
二五〇〇円(二八%)の低下となった(表4)。主産地
の銘柄の概算金は、一万円を切って八五〇〇〜九〇〇
円となり、前年から二五%以上の低下となったのである。
県経済連―農協は、価格低下が続くとの予測の下で、
今年産米を売り切るという方針のなかで、概算金を大幅
に引き下げたとみられる。

(3) 鳥取県の概算金

鳥取県の場合(表5)、コシヒカリ(一等)の概算金
は九、二〇〇円、前年一二、〇〇〇円よりも二八〇〇円
(二三%)の低下、ひとめぼれ(同)・きぬひかり(同)
はともに八、四〇〇円、前年一一、二〇〇円からの二、
八〇〇円(二五%)の低下である。米価下落・概算金の
低下が鳥取稲作農業を直撃している。

(4) 八頭船岡農場にみる経営所得状況

こうした事態を、JA鳥取いなば船岡支店・集落営農

表 4 2014年産概算金と2013年産概算金との比較

銘 柄	概 算 金		
	2014 年産	2013 年産	差 (%)
山形はえぬき	8,500	11,000	-2500(-23)
秋田あきたこまち	8,500	11,500	-3000(-26)
宮城ひとめぼれ	8,400	11,200	-2800(-25)
茨城コシヒカリ	9,000	11,500	-2500(-28)
新潟コシヒカリ (一般)	12,000	13,700	-1700(-14)
新潟コシヒカリ (魚沼)	14,200	16,700	-2500(-18)
鳥取コシヒカリ	9,200	12,000	-2800(-23)

資料：農林水産省

表 5 鳥取県概算金 (円／60kg)

品 種	2014 年産			2013 年産	2012 年産
	1 等	2 等	3 等	1 等	1 等
コシヒカリ	9,200	8,400	7,600	12,000	14,000
ひとめぼれ	8,400	7,600	6,800	11,200	13,200
きぬむすめ	8,400	7,600	6,800	11,200	13,200

資料：JA鳥取いなば船岡支店『集落営農推進だより』第42号、2014、9. 10

推進プロジェクト運営委員長鎌谷一也氏（八頭船岡農場・一六四ha、うち水稲一〇一ha）は、次のように受け止め、分析している。

「（概算金を）一二年前の水準と比較すると、マイナス四八〇〇円。八俵の収量では三万八四〇〇円の減収。交付金の半減を考慮すると、実に、四五、九〇〇円／一〇アールの収入減の計算となる」。

「主流が二等級が多い鳥取県であるが、ひとめぼれ二等八俵では、六〇八〇〇円にしかならず、（概算金だけでは）つくるだけ赤字という実態となる。

ちなみに、農場で前提にしている各作業別コストを考えると次のようになる」とし、資材／機械代の合計が一〇アールあたり六万四〇五〇円、人件費五万三〇〇円、計一十一万四、三五〇円（表6）を示し、六〇、八〇〇円では「労賃もでない」とする^脚。

こうした状況のなかで「どういった対策があるか」とし、「制度自体の改善、もしくは生産費を補填する戸別所得補償制度へ戻すことを要請すべきであるが、少なくとも、ナラシ対策（収入減少緩和対策）で当面の補填を確保する必要もある」とし、「あくまでも、推定であるが、概算金の水準で比較して考えると（補填の基準価格と今年の価格をともに概算金で考えると）、二〇一二年度のひとめぼれ一等

表6 八頭船岡農場：米生産コスト（平成26年産）

内 訳	円/10 アール
資 材 費 / 機 械 代	64,050
人 件 費	50,300
合 計	114,350

資料：表9と同じ。

で考えれば（基準価格は）一万三二〇〇円、（今年産価格は）八、四〇〇円となるため、交付金補填額は三二四〇円（ $四八〇〇円 \times 〇・六七五$ ）、結果、（農家受け取り価格は）一万一、六四〇円（ $八四〇〇円 + 三二四〇円$ ）となる。制度に加入していない農家は、補填一六二〇円（ $四八〇〇円 \times 〇・三四$ ）、（受け取り価格）一万二〇〇円（ $八四〇〇円 + 一六二〇円$ ）となる」⁶⁰とする。

この数字を八頭船岡農場に入

っている農家、入っていない農家の受け取り価格とし、一〇アールあたり受け取り価格に直せば（収量…鳥取県の二〇一一一三年平均五一・八kgとする）、参加農家の場合は一〇万六九〇円、非参加農家の場合には八万六、六七〇円となる。

参加農家の受け取り価格一〇万六九〇円は、八頭船岡農場の生産コスト一万四三五〇円の八八％であり、人件費（労賃）部分を七六％カバーするにとど

まる。労賃部分の二四％が出ないことになる。非参加農家の受け取り価格八万六六七〇円の場合には、コストを七六％カバーするにとどまり、労賃部分は四五％しか出ない。事態は極めて厳しいのである。

実際の農家の最終的な受け取り価格は概算金をある程度上回り、補填には定額支払（一〇アール七五〇〇円、六〇kg八六三元）も加わるから、最終的な受け取り価格は以上の数字を上回るであろうが、それであっても、生産コストをカバーしえないという基本的関係には変わらないと考えられる。

また、ナラシ対策（収入減少緩和対策）について、「この政策は、あくまで激変緩和措置で、（米価が下がれば）順次米価（基準価格）を下げていくものである」とし「ナラシ対策の抜本的な改善が必要」とする。重要な指摘である。

⑤ JA鳥取グループが「担い手農家が再生産できる対策」を要請

日本農業新聞（九月二七日）は次のように報じている。

「JAグループ鳥取の代表らが、九月二六日、地方創生相の石破茂氏と内閣府副大臣の赤沢氏を訪ね、担い手農家が再生産できる水田対策の確立を要請した。具体的には、①棚上げ備蓄の前倒し実施など国によるコメの緊急需給調整対策、②収入減少緩和対策の拡充、③飼料用米

の戦略的な増産対策の確立などを求めた。

J A 鳥取中央会の高見俊雄会長は、米価下落により、大規模な担い手農家や集落営農組織ほど大幅な減収が見込まれ、厳しい経営を余儀なくされている現状を伝え、『国として担い手が再生産できるように対応してほしい』と強く求めた。

ここには、大規模集落営農組織Ⅱ八頭船岡農場の厳しい経営状況とその意向（収入減少緩和対策の拡充など）が反映されているといえよう。

⑥ 収入減少緩和対策の拡充に、何が必要か

では、収入減少緩和対策の拡充に何が必要であろうか。それには、少なくとも次の二点が必要と考えられる。

① 収入減少緩和対策の問題は、八頭船岡農場が指摘するように、「米価が下がると（補填の基準となる）基準価格も下がる」ところにある。基準価格は「過去五年のうち中庸三年の平均価格」とされているからである。これを打開するには、基準価格を固定する以外にない。生産費の一定水準か、あるいは、今年度の基準価格か、適切な一定水準に固定することが検討される必要がある。

基準価格の固定は、大規模な担い手農家や集落営農組織が今後の経営計画・経営展望を立てる（再生産していく）ことを可能にするからである。

② 収入減少緩和対策に参加しえない農家への特例措置

（国庫負担金の半半分を支給）は今年度限りであり、参加しえない農家にとっては、来年度以降、米価低下に対する対応措置（セーフティネット）がなくなる。そうした農家は販売農家の四分の三近くに達する。この層が極めて厳しい状況に置かれていることは、J A 鳥取いなば船岡支店―八頭船岡農場の例でみた。

認定農業者や現在集落営農に入っている生産者以外にも、農業生産に本格的に取り組み、規模拡大を考える生産者は少なくない。「認定農業者、集落営農、新規就農者」以外でも、抛出金を払う意思のある生産者には、収入減少緩和対策への参加を認める必要がある。

注(1)(2)(3) 鳥取県「鳥取県水田フル活用ビジョン」。

注(4) 鳥取県「鳥取県米ビジョン」二二頁。

注(5) 鳥取県『鳥取県農林水産業の概要』二四頁。

注(6) 日本農業新聞、九月二七日。

注(7) 日本農業新聞、九月二六日。

注(8) 農水省「米に関するマンスリーレポート」平成二六年九月五日公表。

注(9) 農林水産省、二〇一四年六月三〇日。

注(10) J A 鳥取いなば船岡支店『集落営農推進だより』第四二号、二〇一四、九、一〇。

鳥取県における飼料用米・飼料用稲の作付と耕畜連携の位置

東京農業大学教授 谷口 信和

1、鳥取農業の位置

東畑精一著『私の履歴書』（日本経済新聞社、一九七九年）は、伊勢生まれ—すべて「中ほど」の郷土、の見出しから始まる。「伊勢は津でもち、津は伊勢でもつ」という言い伝えを言い換えて、「伊勢は「中」でもつ」というわけだ。

決して大人物が輩出した（高峰論）という土地柄ではないが、中位の人物が多数となって裾野を立派に形成するのが力強い（裾野論）と日本の人物論評の片手落ちを批判しつつ、日本での地理上の位置から始まって、一人当たり国民所得や県民支出が三重県は日本の中程の位置にあることを指摘して、伊勢を誇りに思う先生の愛郷心の深さと三重県の意義をさりげなく語ったものだ。

この言い方を借りれば、鳥取農業はまさに日本農業の平均Ⅱ中間の位置にあり、日本農業の行方はある意味で

鳥取農業の行方に投影されているとみることができる。鳥取農業のあり方の中に日本農業の行方が縮図として示されるところに独自の意味合いをみることができる。

まず、表1に示したように、鳥取農業の土地条件は耕地率や水田率からみて都府県農業のほぼ平均の位置にある。全国平均との若干のずれはいうまでもなく、そこに北海道農業の重さ（高峰）が反映したからに他ならない。

また、表2のように農業産出額の部門別構成をみると、鳥取の耕種六九・七％、畜産三〇・三％の割合は都府県の七一・三％、二七・九％と同水準になっているだけではなく、耕種の米から果実に至る割合や、畜産の肉用牛から鶏に至る構成は驚くほど酷似している。まさに都府県農業の平均像が示されているといっていよい。

さらに、表3には経営耕地面積規模別の農地集積状況を示したが、鳥取は3ha未満に六八・四％の農地が集中して、都府県平均の五五・二％よりかなり多く、都府県

表 1 耕地率と水田率（2013年、％）

地域	耕地率	水田率
全国	12.2	54.3
都府県	11.5	66.1
鳥取県	10.0	68.0

(出所)「耕地及び作付面積統計」による。

表 2 農業産出額の構成割合（2012年、％）

部門	全国	都府県	鳥取県
耕種計	69.0	71.3	69.7
米	23.8	25.0	25.9
野菜	25.7	26.4	27.9
果実	8.8	9.8	10.5
花卉	4.0	4.4	2.6
畜産計	30.4	27.9	30.3
肉用牛	5.9	5.9	3.9
乳用牛	9.1	5.3	9.5
豚	6.3	6.7	6.1
鶏	8.5	9.7	10.7
加工農産物	0.7	0.8	0.0

(出所)「平成24年生産農業所得統計」による。

表 3 経営耕地面積規模別農地面積集積率（2010年、％）

規模 ha	～3	3～5	5～10	10～20	20～30	30～
都府県	55.2	12.7	11.9	7.4	3.7	9.1
鳥取県	68.4	7.6	7.6	6.6	3.2	6.5

(出所)「2010年世界農林業センサス」第2巻より作成。

平均よりも零細な農業構造がやや優越していることが明らかである。とはいえ、3ha以上のどの階層の農地集積率も都府県の六〇～九〇％程度の枠内に収まっており、階層間の構成の枠組みには著しい類似性がみられる。た

とえば、一〇ha以上への集積率は都府県の二〇・二％に對して鳥取も一六・三％に達しているという具合にである。すなわち、鳥取県は都府県平均を少しだけ希釈した農業構造改革の進展状況に位置している。

以上のように、都府県平均を体現した地位にある鳥取農業における飼料用米やWCS用稲の展開状況はそれらの日本農業、とくに都府県農業における今後の帰趨を考える上で極めて重要な示唆を与えるものと考えられる。

2、日本農業における飼料用米・WCS用稲の振興

(1) 飼料用米とWCS用稲の意義の差違

ところで、飼料用米やWCS用稲が注目されるのは、日本農業の土地利用構成の上で優越的な地位を占める水田における飼料生産拡大の有力な切り札としてこれらに期待が集まっているからである。すなわち、水田における食用米生産が供給過剰に陥る反面、品目別にみれば二〇一二年度に畜産物が六五％の自給率を維持しながらも、純国内産飼料自給率が二六％に止まるために、カロリーベースでの自給率が一六％にまで低下していることが総合食料自給率三九％という食料安全保障上の問題を惹起している有力な原因となっていることへの反省がそこにある^④。

その際、これまでは水田を畑地（乾田）利用して牧草やデントコーンなどの飼料作物を栽培することが試みられてきたが、都府県における気象条件（梅雨や台風による降雨）や土地条件（湿田の存在や湿害）のために芳しい成果があげられなかった。そこで、水稲生産を維持したまま、これを飼料に向ける方途として飼料用米とWCS用稲が注目されることになったわけである。

とはいえ、両者には異なる役割が求められる。WCS用稲はサイレージであり粗飼料の性格をもつから、①給与対象は乳牛を中心とした牛に制限され、②保存性が低い上に、水分を多く含むため遠距離の輸送には不向きだという点が指摘される。ここから、WCS用稲は地産地消の耕畜連携として組織されるという利点があるものの、WCS用稲の作付地点と実需者（酪農経営・肉用牛経営）の距離的近接性が必要とされるという固有の問題を抱えることになる。

反対に、飼料用米は乾燥子実を利用する飼料用穀物であり濃厚飼料の性格をもつから、①給与対象は濃厚飼料を利用する全ての畜種にまたがって汎用性が高く、②乾燥子実のため、保存性が高いから遠距離の輸送にも耐えられるが、③しばしば配合飼料に混ぜられて利用されるために、飼料工場を経由して、実需者（畜産経営）に輸送されねばならないという問題を抱えており、本来の地

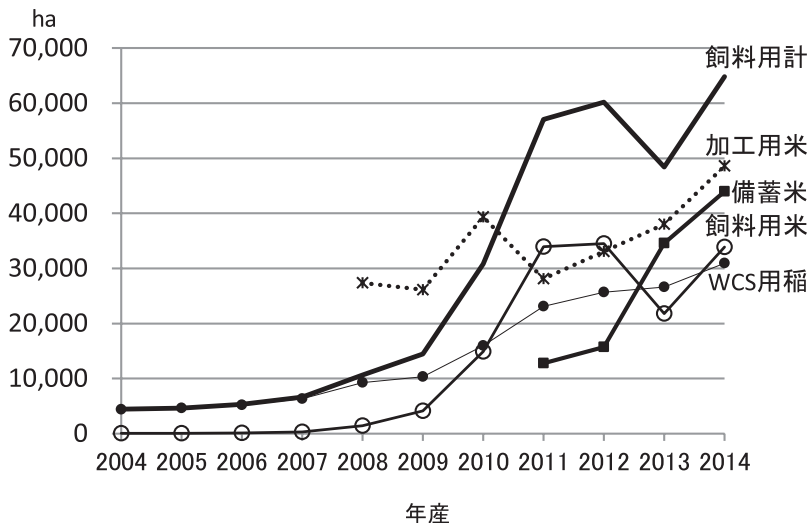
産地消型の耕畜連携が実現されにくい要素を含んでいる。しかも、食用米の転用が認められている現行の助成制度の上では、一方ではコンタミの問題を回避するために飼料用専用種を採用するインセンティブが低いという問題があり、他方では常に食用米への「横流し」というモラルハザードの危険性と背中合わせだという現実が存在している²⁸⁾。とくに、飼料用米政策の長期的な安定性に疑問符が付いている状況の下では²⁹⁾、生産者がリスクを回避するために敢えて飼料用専用種を選択しないという判断の方に合理性が存在している問題点も合わせて指摘しておかねばならない。

(2) 全国的な作付動向と政策的問題点

そこで、図1によって、この間の飼料用米等の全国的な作付動向をみておこう。これによれば、戸別所得補償制度のモデル対策で本格的な導入が始まった二〇一〇年産からとくに飼料用米で増加が著しく、一一年度にかけては一層急角度で増加して三万三九五五ha水準に到達し、先行していたWCS用稲の作付面積水準を大きく凌駕することになった。しかし、早くも一二年度には三万四五二五haで停滞し、一三年度には二万一八〇二haにまで後退する羽目に陥っている³⁰⁾。

一二年度の停滞の要因としては、第一に、一一年産の飼料用米の所得水準が耕畜連携の稲わら利用まで含めて

図1 飼料用米等の作付面積の推移（全国）



（注）2014年の備蓄米面積換算値は筆者の算出値。

（出所）農水省「米に関する資料」平成26年7月などによる。

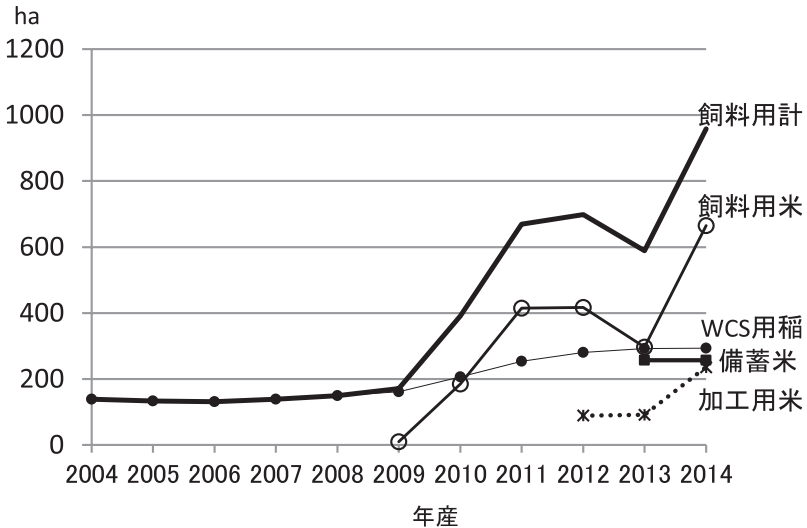
もやっと食用米に匹敵するか、これにわずかに及ばない水準であったため、実際の作付面積の七五％では食用米の七〇％程度の所得水準に止まったことが指摘できる。耕畜連携の余りに高いハードルが、多くの生産者に一層の生産拡大に向けた意欲を萎えさせたのである。

第二に、一・二年度食用米価格の上昇に連動して加工用米価格が上昇したことから、一・二年度の加工用米の作付が増えた上に、一・二年度からは棚上備蓄制度への移行にともなって生産調整カウントされる備蓄米が登場したことが挙げられる。

だが、飼料用米の作付が停滞に止まった一・二年度とは大きく異なって、一・三年度が大幅な後退となったことは備蓄用米の大幅な作付拡大によってもたらされた。ここでは一・二年度の備蓄米確保に失敗した農水省が（各年二〇万トンの確保計画に対して、一・一年度七万トン、一・二年度八万トンに止まった）、飼料用米よりも備蓄米が有利になるように備蓄米用の産地資金を一〇a当たり一・五万円手当し、積極的に飼料用米から備蓄米へ誘導するなどあらゆる「努力」をして、一八万トンの確保に「成功」したことが指摘されねばならない。

たしかに、面積払から数量払（一〇a当たり六八〇kgの単収の場合一〇・五万円となる^⑤）に移行して、単収増大インセンティブを組み込んだ一・四年度の飼料用米作

図2 飼料用米等の作付面積の推移（鳥取県）



(注) 2013～14年の備蓄米面積換算値は筆者の算出値。

(出所) 農水省「米に関する資料」平成26年7月などによる。

付面積は再び増加に転じたが、その水準は三万三八八haと、一二年産のレベルを超えてはいない。そこには買入数量が二五万トンにまで膨らんだ備蓄米とともに、加工用米の引き続く作付拡大が影響を与えている。

このように飼料用米の作付面積が短期間に揺れ動いている現実には飼料用米政策自体の揺らぎという問題が投影されている。飼料用米のようにわが国の米生産にとって全く未知の領域に挑戦する上では長期にわたる政策的な安定性の確保が不可欠の課題であろう。

これに対して、飼料用米と比べるとWCS用稲の作付面積の動向は安定的な増加傾向となっている。飼料用米は食用米と直接に代替関係にあることから、備蓄米や加工用米の作付動向の影響を大きく受けるのに対し、WCS用稲は近隣の酪農・肉用牛経営との耕畜連携関係の構築を前提にして作付されるから、作付面積の短期的な揺らぎを許容しにくいことが背景にあるとみられる。

(3) 鳥取における作付動向

以上のような全国的な動向を踏まえて、鳥取の対応を図2によってみておこう。

これによると、第一に、鳥取ではWCS用稲への対応が早くから先行していたのに比べると、飼料用米への対応は〇九年産以降に突然に始まったといってよい。WCS用稲への対応は鳥取県畜産農業協同組合（鳥畜）が二

〇〇一年から本格化させた新産直牛の取り組みの中で自給飼料対策としてWCS用稲を東部地区（水田酪農地帯）で二〇・一ha栽培したことを起点としている。〇三年には中部琴浦、西部地区での三二・〇haの作付が実現して、一三二・四haと一〇〇haの大会に到達するものの、他地区での作付面積はほとんど変わらず、〇九年まで作付面積微増はもっぱら東部地区での鳥畜の取り組みによって実現されていた。

第二に、一〇年産の飼料用米作付の急拡大は戸別所得補償政策の導入に合わせて、これまた鳥畜の音頭で東部地区を中心とした取り組みによって実現された。県下の耕作放棄地一一四〇haを活用して一〇〇〇haの飼料用米とWCS用稲の作付を指そうというものであった。一年には全国的な動向と全く同様に、飼料用米の作付面積はWCS用稲のそれを凌駕したが、政策的な支援を活用した鳥畜の積極的な取り組みの成果であった。

第三に、一二年産以降の飼料用米作付面積における揺らぎは全国的な動向として上述したことが鳥取県でもそのままあてはまった結果であった。

しかし、第四に、一四年産の飼料用米が六六五haと過去最大の面積に到達し、全国の傾向とは異なる上昇気流に乗ったのは、一四年度に県単の「飼料用米利用拡大推進事業」により鳥取県飼料用米緊急推進プロジェクト

ームが県外流通ルート（岡山・神戸）を確保して、従来からの県内流通分と合わせて一〇〇〇ha程度の需要開拓を行うとともに飼料用米の給与試験を行って利用拡大を図ったこと、さらに県単の「飼料用米集出荷対策支援事業」によって、高性能機械の導入、施設の機能向上を図る取り組みを強化したことが大きな影響を与えたものともみることができる（飼料用米作付の中心地は養豚の展開している西部地区となっている）。やはり、飼料用米の普及には政策支援が欠かせないことを示している。

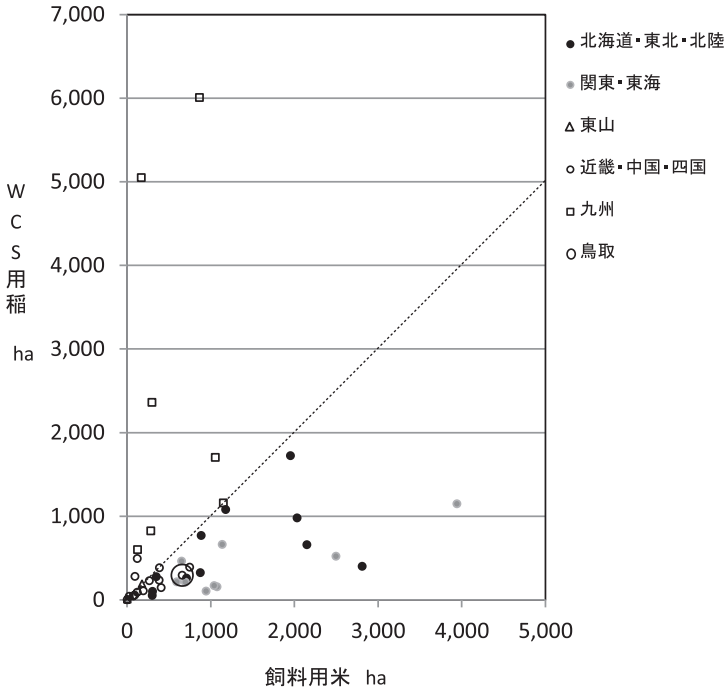
3、飼料用米・WCS用稲作付の地域的差違と鳥取の位置

(1) 飼料用米かWCS用稲か

ここでは少し角度を変えて、飼料用米とWCS用稲普及における都道府県別の地域差の問題を検討しておく。

図3に、飼料用米とWCS用稲の作付面積の相関を示した。これによると第一に、九州の諸県（□で示した）は牛繁殖地帯という地域特性に対応して、WCS用稲に大きく傾斜した作付構造を有している。ここでも福岡や大分ではWCS用稲の作付面積は飼料用米の一・二倍に止まり、県内に飼料用米を需要する経営が存在していることが示されているが（採卵養鶏経営の影響が大きい

図3 飼料用米とWCS用稲の相関（2014年産）



(注) 道府県を地域ごとに同一の印で表示した。鳥取は二重に表示してある。

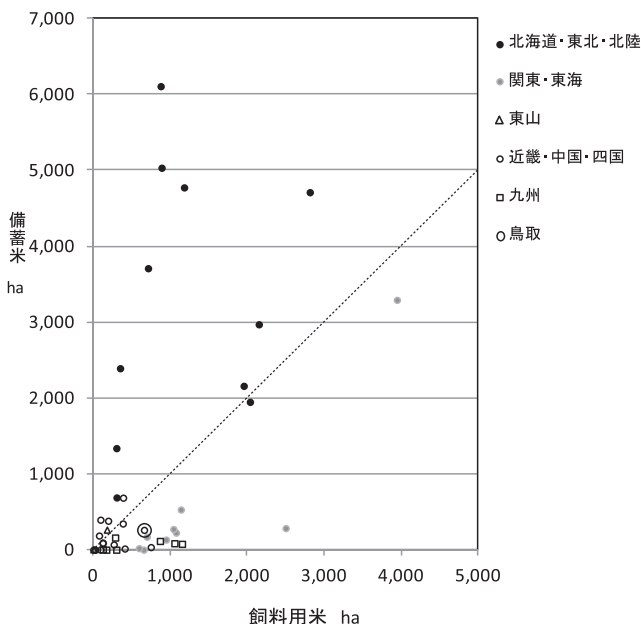
(出所)「平成26年度の経営所得安定対策等の加入申請状況について」などにより筆者作成。

い)、その他の県ではWCS用稲の作付面積は飼料用米の三〇〇倍に達していて、WCS用稲の一人勝ち状態が出現している。

しかし、第二に、九州以外では四県を除いたほとんどの道府県で飼料用米が優勢な作付構造となっている。このうち、近畿・中国・四国の諸県(○で示した)が水田の賦存状況に対応して飼料用米の作付面積が少ない点で共通しており、飼料用米への傾斜の程度も小さいという特徴を有している。これに対して、北海道・東北・北陸の積雪寒冷諸県(●で示した)や関東・東海の米麦二毛作地域の諸県(●で示した)は飼料用米の作付面積が一〇〇〇haを超える地域が多い上に、飼料用米への傾斜の程度が大きいことが明らかである。つまり、東日本の大規模な水田農業地帯では飼料用米に大きく傾斜した作付構造をとっているといえる。鳥取県はこうした東日本型の地域に近い位置にある。

(2) 飼料用米と食用米・備蓄米との相関
そこで、先にみた飼料用米の普及にあた

図4 飼料用米と備蓄米の相関（2014年産）



（注）道府県を同一の印で表示した。鳥取は二重に表示してある。

（出所）「平成26年度の経営所得安定対策等の加入申請状況について」、「平成26年産備蓄米の政府買入入札の結果」により筆者作成。

つての備蓄米の影響をみるために図4を掲げた。これによると、第一に、飼料用米とWCS用稲との相関では同一のグループに括られた北海道・東北・北陸と関東・東海は明らかに異なる位置を占めていることが指

摘される。すなわち、積雪寒冷諸県は一四年産でみる限り、飼料用米よりは明らかに備蓄米をより多く作付しているのに対し、米麦二毛作諸県は飼料用米をより多く作付し、備蓄米の採用は栃木を除けば極めて少ないという

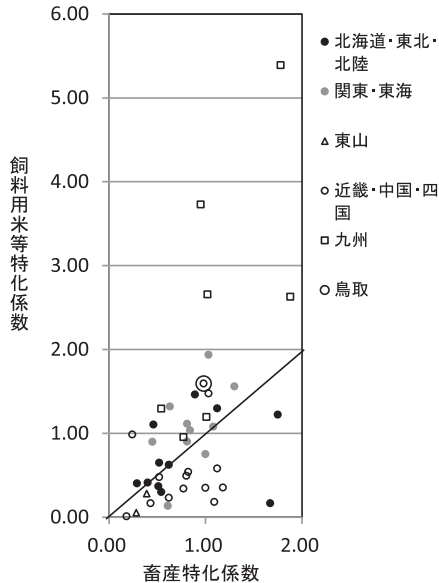
差違が看取されるからである。

一四年産の備蓄米買入入札にあたって設定された産地別優先枠は九九・六％が落札されているから、備蓄米の作付面積の差違は優先枠の差違を示すものに他ならないのだが、こうした備蓄米優先枠の設定が積雪寒冷諸県に対しては飼料用米ではなく、食用米たる備蓄米の重要性を政策的なメッセージとして送ることに繋がった可能性は否定できないだろう。

鳥取は米麦二毛作諸県と同様の位置にあり、先にみたように積極的に飼料用米振興に取り組んでいることが反映されているものと判断される。

第二に、九州の諸県は備蓄米への取り組みは極めて少ないにもかかわらず、食用米への取り組みが一定程度あることが指摘される。このことはWCS用稲の広範な展開と相まって、九州諸県では米の飼料化が備蓄米の動向

図5 飼料用米等と畜産の特化係数の相関 (2014年)



(注) 畜産特化係数＝県の産出額に占める畜産の割合／全国の産出額に占める畜産の割合

飼料用米等特化係数＝県の水田面積に占める飼料用米とWCS用稲の作付面積割合／全国の水田面積に占める飼料用米とWCS用稲の割合

2014年の数字（水田面積は2013年）。鳥取は二重に表示した。

(出所)「耕地統計」、「生産農業所得統計」、「経営所得安定対策」関連資料により筆者算出。

進んでいるか否かを検討しようというのである。

図5に、道府県ごとの畜産の特化係数と飼料用米等への作付特化係数の相関を示した。これによれば、第一に、九州は畜産の特化係数が高いのに対応して飼料用米等の特化係数が高く、その程度はかなり著しい。ここでは全国平均以上に飼料の自給化に向けた取り組みが積極的に行われており、それがWCS用稲を中心に取り組まれ、耕畜連携が進展しているものと評価される。

とはある程度切り離された形で着実に進んでいるものと判断される。

(3) **飼料用米と畜産の特化係数の相関**

最後に、以上のような飼料用米・WCS用稲への取り組みが地域における畜産部門の位置とどのような関係にあるかを検討してみよう。つまり、大局的には耕畜連携に結合することが期待される飼料用米等（飼料用米＋WCS用稲）の生産が首尾良く期待される方向に

特化係数が高くなっており、その程度は飼料用米等特化係数に大きく傾斜していることから、飼料用米を中心として地域的な耕畜連携が進みつつある。鳥取はこのグループに位置している。

これに対して、第三に、近畿から四国にかけての諸県は畜産の特化係数に比べて、飼料用米等の特化係数が低い県が多く、地域的な耕畜連携が十分には図られてはいないことが示されている。ここではWCS用稲よりは飼

料用米への選好がみられるから、全農スキームなどの広域的な飼料用米の流通システムに効果的に編入される必要があるとなっている（恐らくその相手は上述の関東・東海地域と後述の北海道・北陸地域になるであろう）。

そして、第四に、北海道から北陸にかけての積雪寒冷地区は異なる二つのグループに分裂している。すなわち、二つの特化係数が比較的近いレベルで低いところから高いところまで四五度線に沿って分布するグループと、四五度線からは大きく離れ、どちらかの特化係数が極めて高いグループがそれである。前者には水準を別にして畜産の展開と飼料用米生産がバランスを取っている諸県が属しており、後者には畜産の展開の割に飼料用米生産への特化が少ない北海道・岩手（水田率が低い）と、畜産の展開が少ない割に飼料用米生産への特化が進んでいる青森・山形（水田率が高い）が属している。青森ではトキワ養鶏、山形では平田牧場があって、飼料用米利用のパイオニアとして勇名を馳せていることがこれに対応している。したがって、北海道から北陸までの地域では域内での飼料用米の広域的な流通システムが構築されることが課題となつてこよう。

以上の検討からすれば、鳥取の取り組みは県レベルでの独自の飼料用米振興策を域内・域外流通の二本立てで構築しようとしており、全国レベルでの課題を先取りし

たものともいえるのではないか。その限りでは決して“中位”の存在ではなく、先進的な地位を獲得しつつあるものと評価されるであろう。

（注）

- (1) 『平成二五年度食料・農業・農村の動向』四〇～四一ページ。
- (2) 飼料用米やWCS用稲が抱える問題点についての詳細は、谷口信和「飼料自給率向上における飼料用米・WCS用稲の地位」『農村と都市をむすぶ』二〇一三年六月号、同「飼料用米振興の論理」『週刊農林』二〇一四年二月二十五日号を参照されたい。
- (3) 財務省が二〇一四年一〇月二〇日に財政制度等審議会の分科会で、飼料用米の流通価格をはるかに超える補助金で飼料用米の生産振興を図るのは問題だと指摘したことから、飼料用米政策の行方に不安感が広がっている。『日本農業新聞』二〇一四年一〇月二二日号。
- (4) 以下の点については、時評「農政は水田農業の救世主」飼料用米を弄んではならない」『農村と都市をむすぶ』二〇一三年一二月号参照。
- (5) これに、飼料用専用種利用一〇a当たり一・二万円と耕畜連携一〇a当たり一・三万円、さらに二毛作の場合には一・五万円が加わり、合計では一四・五万円の補助金を受け取る可能性が与えられることになった。

鳥取県下の農地政策―農地中間管理事業の展開

早稲田大学政治経済学術院名誉教授

堀口 健治

1、農地中間管理機構への期待

農地を預かり望ましい耕作者に貸し付ける「中間的受け皿」として発足した農地中間管理機構は、担い手形成・強化として農地供給や放棄地の貸付け農地としての整備への貢献等が期待されている。

従来の農地保有合理化法人・都道府県公社の農地買取り・(一)定期間貸付けもした上で、望ましい耕作者に売り渡す方式は、地価安の北海道で成果を挙げたが、府県では顕著な成果をみられないでいる。

農地流動化が売買から貸借が主流になる傾向の下で、流動化を農業委員会や合理化法人等の関与も含め「市場に任せる」だけでなく、機構自身が借り受け、必要なら大区画化等の改良を加えて、規模拡大や農地の集約化に配慮しつつ耕作者に貸し付ける方式が今回編み出された。法や国の財政支援の下、府県毎の農地中間管理機構が、直接に借り入れ貸し付け、その後も契約が続く限り

「借り入れ」状態(「又貸し」状態と貸付け相手がいないときは準公有継続、両方を含む)を維持するのである。

農水省は多くの予算(二五年補正四〇〇億円、二六年予算三〇五億円は新規政策予算としてきわめて大きい)を充て、農地の集積・集約化を加速させて、全農地の五割が担い手にある今の水準を、一〇年間で八割にする政策目標をたてたのである。各県の目標は現在の担い手集積率の二・五倍としており、本稿の鳥取県は平成二四年集積率二一%を目標の三五年五二%としている。

しかし人・農地プランに沿い流動化や放棄地に改良を加え復活させる上記の路線が、政策の具体化の過程でいろいろの影響を受けジグザグの道を辿った。農地交換の手法も取り入れ担い手への団地化・集約化を進めるため、機構自身がストックを持ち交換をスムーズに進めることが必要である。が、貸付け相手が見つからない「塩漬け」農地を機構が持たないようにと、機構は借り入れてもすぐに貸し付けることが求められた(機構への国の業務支

援で、貸付け相手がいない滞留農地は少なくし貸付け率を高めるほど、県負担が少なくなる仕組み。貸借の両者がマッチングした時のみ機構が介入する「瞬間タツチ」の方向が強調された。どうもそうした「誘導」が財政の観点で強調されているようである。

放棄地は不利性（アクセスの不便さや狭小・不整形、排水不良、強い傾斜等）ゆえに放棄されるので、機構が必要な土地改良を加え優良農地として復活させ貸付け農地とすることが、議論が始まった時は強調された。が、最近ではあまり強調されなくなった。塩漬けを財政的な観点で防ぎ、借り入れた場合は返却が強調されている。だが、離農所有者に返すと、農地は放棄されかねない。そのことが憂慮されるがこの点の視点はあまり見られない。

これでは大胆な交換や団地化、農地増加には貢献しない。予算が使い切れないことを筆者は心配している。さらに混乱を招いたのは、従来、放棄地を主に新規参入し、市町村経由で契約を結び農地を借り入れていた企業の扱いである。メディアの一部が、機構の貸し付け対象としては既存農家と平等に扱うべきだと主張した。地域外からの参入者も地域の農地募集に参加し、配分同等の権利があると要求したのである。

地域ごとに借り手の希望を募るとき、そうした企業が

すべてに参加することは無理で、優良農地が出てくるころに参加し、その配分に平等性を要求しかねないことが懸念される。従来、放棄地に参入することが企業に期待され、その方向が農外企業の農業参入のメリットとして強調されていたが、今後は、優良農地借入を目当てに地元農業生産者と争うことが心配される。

人・農地プランの話し合いで、地域がまとまり機構経由の農地再編計画が難しくなる。農地の分散に悩み集約化を願う既存の生産者が優先されず、虫食いの優良農地が新規参入企業に取られることを心配せざるを得ない。国の負担で基盤整備がなされる状況を見て、そうした農地に借地を申し出ることを農外企業は考えているのかもしれない。

だが、提出法案に国会で修正や付帯決議がなされ、配分ルールも本来の考え・方向に戻ったようである。

実際は各県の機構の規定等で、例えば農地貸付けの優先順位等は示されるので、どのような扱いが盛られているか、仕事の実際を検討することが必要になる。

2、鳥取県の農地中間管理機構の仕組みと実際

(1) 鳥取県農業農村担い手育成機構の事業規程

市町村の主体的な取り組みにより人・農地プランの成熟化が図られ地域ぐるみで農地の効率的な利活用を進め

る機運の区域など、担い手育成と農用地利用の効率化及び高度化を促進する効果が高い区域を重点区域とするが、熟度が低い区域でもそれに近づくよう求め、事業対象の可能性はあるとしている。原則として人・農地プランが先行している地域をまず優先する姿勢がみられる。

ただし重点区域でも、再生不能の遊休農地など利用が困難な場合は、農地中間管理権を取得しないものとしている。具体的には、所有者、境界、相続など権利関係等が不明で確定に長期を要するもの、または進入路が無い、区画形状が狭小などの物理的に土地の改良が困難なものが該当する。ということは、放棄地でも一律に対象外とはせず、再生可能なら借り受ける姿勢は見せている。なお農地中間管理権を取得しない場合は農業委員会に意見を求めるなど慎重な姿勢がみられる。

募集で、応じた者の数、応募の内容等からみて、機構が農用地等を貸し付ける可能性が著しく低い場合は、農地中間管理権を取得しないことを原則としているものの、市町村が当該農地で担い手の法人等を至急に育成する意欲を持ち、あるいは町内外から営農する者を誘致する場合には、取得することもあるとしている。この場合も農業委員会に意見を求めるとしている。重点地域ではないところでも、誘致等で借り手がある場合は機構が事業を行うことを述べている。機構は、日頃から借受希望

者の情報を広く収集するが、借受希望者の定期的な募集は毎年七月頃に行うとしている。この応募の状況を記者発表の資料からあとで見よう。なお必要な場合には、複数回の募集としている。

募集区域は市町村又はより小さい区域（人・農地プランの区域等を参考に空白区ができないように設定）とし、市町村の意見を聞いて決定する。募集は、①農用地等の特徴（水田地帯、畑地帯、果樹地帯など）②当該区域内に担い手が十分いるかどうか（関係機関からの情報提供や前年の募集の状況等からみて判断）を明確にして募集するとしている。この②の意味合いはよくつかめないが、貸借が難しい地域では募集しないこともあることを述べているのかもしれない。

募集は、①借受け希望の農用地の種別、面積、希望農用地等の条件、②作付けする作物の種別、③借受け希望期間、④現在の農業経営の状況（作物ごとの栽培面積等）、⑤農用地等を借り受ける理由（規模の拡大、農地の集約化、新規参入等）等を明確にしてもらう。

なお地域内に担い手が十分でない地域は、他地域の法人経営体やリース方式での参入を希望する企業等に個別に働きかけるものとして、借り手が見つからない場合、積極的に誘致等の手法があることを述べている。

募集に応じた者は、①氏名又は名称、②当該区域内の

農業者、区域外の農業者又は新規参入者の別、③借受け希望農用地等の種別及び面積、④作付ける作物の種別等を整理し、期限を区切って公表している。

なお、機構は必要な場合は、貸付先にヒアリングを行い、事業の推進法第一八条第四項の要件（農地を利用し農作業に常時従事）を満たすかどうかを調査する。

貸付希望者の把握及び農地中間管理権の取得の方法は、市町村と連携を密にして、①地域の人・農地プランの作成・見直しの状況、②特に、当該地域に担い手が十分いるかどうか、③地域に機構を活用した農地流動化の機運があるかどうか、④地域の放棄地の現状及び今後の見通し等を把握するとともに、機構を活用した農地流動化の機運の醸成に努めるものとする。その上で、機構は、貸付希望者からの申出があった場合には、当該者及び農用地等をリスト化するとしている。すなわち、借入れ希望者のようなアンケート調査ではなく、まず既存の仕組みから情報を得ようとしており、現時点では鳥取県では貸し手希望へのアンケートは実施していない。実施した県もあるので県に違いがあるようである。

機構は短期間で転貸できる適切なタイミミングで借り受けることにより、滞留期間を短くすると強調している。具体的な農地中間管理権の取得は、所有者からの申出に応じて協議するほか、所有者に対し協議を申し入れるこ

ともあるとし、期間は、所有者との協議によるが、極力一〇年以上となるようにしている。

農用地利用配分計画の決定方法（貸付先決定ルール）

は、①借受け希望者の規模拡大又は分散錯圖の解消に資する、②既に効率的かつ安定的な経営の農業者に支障を及ぼさない、③新規参入者が効率的かつ安定的な農業経営を目指すようにする、④ 地域農業の健全な発展を旨としつつ、借受希望者のニーズを踏まえて公平・適正に調整する、とつたっており、①、②を重視しているが、③も並行的に述べ、優先順位は必ずしも明瞭ではない。

ただし利用権の交換等を優先配慮し、担い手に集約化させるため、地域内で、①担い手間又は担い手・非担い手間で利用権の交換を行おうとする場合、②集落営農の構成員が、集落営農に利用させることを目的として機構に農地を貸し付ける場合には、既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさず、その発展に資する見地から、これらを前提として貸付先の決定（貸付先の変更を含む）を行う。この機能は、機構集積協力金交付事業の協力金の魅力もあり、多くの借り入れ大規模生産者が注目しているところである。

なお当該農用地等に隣接する担い手の借受希望者がいる場合の優先配慮として、①当該農用地等に隣接して農業経営を営んでいる担い手である借受希望者がいる場合

は、まず当該借受希望者と協議を行う、②そのような当該借受希望者が複数いる場合には、当該者の希望条件との適合性及び地域農業の発展に資する程度で優先順位をつけた上で、順次協議する。②の判断に当たっては、当該地域の人・農地プランの内容も考慮する。

そして地域内に十分な担い手がいる場合（募集に際してその旨明示した地域）、①当該地域の借受希望者のうち、地域内の担い手について、現在経営している農用地等との位置関係、当該借受希望者の希望条件との適合性、地域農業の発展に資する程度（地域の営農活動と調和した農業経営を営もうとしているかどうか等）により優先順位をつけた上で、順次協議する。これで貸付先が決まらない場合は、他の借受希望者と順次協議を行う。

これらの判断では、当該地域の人・農地プランの内容も考慮するものとし、また、優先順位を付ける上で必要な場合は、利害関係者を含めない第三者委員会を設置する。これらを見ると、全体として地域に即した形で農地貸借の形成に神経を使っていることがわかる。

地域内に十分な担い手がない場合、①地域の借受希望者（新規参入者等を含む）のうち、現在経営している農用地等との位置関係、当該借受希望者の希望条件との適合性、地域農業の発展に資する程度（地域の営農活動と調和した経営を営もうとしているかどうか等）により

優先順位をつけた上で、順次協議を行う、②特に、新規参入者に貸し付ける場合は、その者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるように配慮する、③この判断に当たって、優先順位を付ける上で必要な場合には、利害関係者を含めない第三者委員会を設置するとして、農外企業の参入も想定しながら、順序付けに先ずは地元優先の原則に配慮している様子がうかがえる。

貸付期間は貸付先の経営の安定・発展に配慮し長期を基本とするが、地域の農地利用の効率化・高度化を進める上で必要な場合は、一定期間後に農地利用の再配分ができるよう措置するものとしている。これが貸付期間を意味するのか、他の条件を付するのか、必要な場合という意味も含めて、内容は不明である。

機構が借り受けるときの賃料及び機構が貸し付けるときの賃料は、地域における整備状況等が同程度の農用地等の賃料水準を基本とし、機構が相手方と協議の上決定するとしている。が、基盤整備事業等がなされた農地の場合、土地改良区の事業費回収の特別賦課金、水利などの経常賦課金など、地権者と借り手との間で、賦課金を実際には分担されるという現実がある。こうした実際の方式とどう対応するか、未だ不明である。というのは、機構は借り手が土地改良法に従い土地改良区の組合員になると規定しており、一方、地権者には借り手の選定も

含めてすべて機構に任せてもらうことで借りているので、地権者はすべて機構側で負担すると理解しており、その結果、借り手がすべての賦課金を負わざるを得ないことが想定される。この仕組みは、実際のやり方とは異なるものである。機構は借り手が負担する賃料の水準を下げることで、賦課金をすべて借り手が負担できる方向を考えているようである。だが賦課金の滞納問題とあわせてそれでよいのか、検討が必要と筆者は考えている。

機構の業務が貸しはがし等を誘発し、既に効率的かつ効果的に農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼすことのないよう、必要があるときは、機構は当該農用地等の従前の賃料水準を基本として、賃料を決定するとしてあるが、この意味は不明である。貸しはがしが起きないように賃料を低めに設定することを意味しているのかもしれない。しかし貸しはがしを誘発させないためには他の政策も必要ではないか、と思われる。

なお農地中間管理権を取得した農用地等が、次のいずれかに該当するときは、鳥取県知事の承認を受け、機構は農地中間管理権に係る契約の解除をするとして、①管理権の取得後三年間を経過してもなお貸付けができる見込みがないとき。②災害その他により農用地等としての利用継続が著しく困難となったとき、である。その意味では三年間の間で土地改良を施すなりして放棄地への対

応策は可能になっているとみる事が出来る。その農用地等の利用条件改善事業の実施基準は、当該農用地等が所有者から機構に一〇年以上の期間で貸し付けられており、かつ、次のいずれかに該当するときに、利用条件改善事業を行うものとしている。①当該農用地等の具体的貸付先が決まっており、その貸付先が利用条件改善を希望しているとき。②地域の借受け希望者の募集に応じた者の数、希望内容等からみて、利用条件改善を行えば、当該農用地等の貸付けが確実に行われると見込まれるとき。なお、利用条件改善事業の実施に当たっては、事業の実施主体となり得る県、市町村、土地改良区、農業協同組合等とよく協議するとともに、費用の負担について貸付先等の意見を聴取するものとし、機構又は貸付先の負担に十分配慮の上、検討するものとなっている。この際に、土地改良区の負担金の分担についても、貸付先や地権者とも協議すべきではないかと考えられる。

(2) 公募結果の公表と実際の機構の対応

受け手の公募を七月一か月間実施した結果を九月に公表した。出し手の把握は、市町村、農業委員会、JAにより出し手の意向の把握に努める。人・農地プランの作成時のアンケート、農地法に基づく農地の利用状況調査による遊休農地の利用意向の把握など、既存データと関係機関の協力で出し手のリスト化を予定している。

そして受け手と出し手との貸し借りの合意が取れたものから、機構は農地中間管理権を取得し、受け手に貸し付けるための農用地利用配分計画を決定し、知事の認可・公告で、賃借権を設定するとしている。この趣旨は、

①市町村、農業委員会等関係機関で協議を行い、賃借のマッチング作業を行う。ただしそれがなくても機構が農地中間管理権を取得し中間管理する場合もある。③市町村は農地の貸付先の案（農用地利用配分計画案）を作成し、機構は内容を審査して計画を決定する。④知事が計画を公告し担い手の権利が確定する、となっていて、まずは地元で賃借の組み合わせが出来たものから実行する姿勢である。マッチングが出来なくても機構が借り入れる場合もあるとし積極的に機構が借り入れる姿勢を示して、その方式を否定していないことは重要である。

七月一か月間の公募で四〇七名から二三六〇haの借り入れ希望があった。県の管理事業の年間実施計画一一〇haの二倍以上で大きさであり、県外からの新規参入、食品企業等農外企業の応募は無かった。認定農業者の希望は二七〇名、二〇三五ha（平均七・五ha）、新規就農者の借受希望は七〇名、七一ha（平均一ha）、また農業法人は七九法人、一二九六ha（平均一六・四ha）、うち集落営農法人は四三法人、六八〇ha（平均一五・八ha）であり、五〇ha以上の希望は七件だった。

農家の声として新政策やT P Pの今後の動向を不安視し、規模拡大に躊躇したり応募を控える農家も多かったようだ。応募農家も別途の経営支援が必要との意見が多数であり、中山間では生産条件の悪いほ場での対応に困っていること、また先進的な集落では農地の集積が完了し応募の必要性が無いケースもあったようである。

(3) 借受希望の大規模生産者の実際の期待

大規模生産者は今後の展開の意思表示としてアンケートに答えることが必要だと考え、希望の農地をあげてはいる。だが、地域内での幹旋なり、人・農地プランや集落での話し合いがベースになるとして、爆発的に農地拡大が進むとは見ていない。むしろ既存の賃借農地の付け替えにより分散ほ場の団地化に結び付くことを期待している。この場合、出し手への機構集積協力金のメニュー（下図を参照）が役立つとみている。地域内の農地の一定割合以上で機構に貸し出されると、地域（集落など）に地域集積協力金として大きな金額が交付される。個々の出し手に対する支援も経営転換協力金として戸当たりで交付され、さらに機構の借受農地に隣接する農地の耕作者や所有者が集積・集約化に協力した場合も、耕作者や所有者に耕作者集積協力金が交付される。

交付金制度は、離農や経営転換を考えている農家がその方向を踏み切る機会になるし、集落全体で話し合っ

地域に対する支援（地域集積協力金）

1. 交付対象者

市町村内の「地域」

※「地域」とは、集落など、外縁が明確である同一市町村内の区域のこと。

2. 交付要件

「地域」内の農地の一定割合以上が機構に貸し付けられていること

※毎年度一定時点で判断

3. 交付単価

地域内の全農地面積のうち機構への貸付割合に応じた単価

- | | |
|----------------------|-------------------------------------|
| ・ 2割超 5割以下：2.0万円/10a | } 左の単価に機構への貸付面積を乗じた金額を交付（使い方は地域の判断） |
| ・ 5割超 8割以下：2.8万円/10a | |
| ・ 8割超：3.6万円/10a | |

※27年度までの特別単価（＝基本単価の2倍）

（28・29年度は1.5倍、30年度は基本単価）

個々の出し手に対する支援

■ 経営転換・リタイアする場合の支援（経営転換協力金）

1. 交付対象者

機構に貸し付けることにより、

- ・ 経営転換する農業者
- ・ リタイアする農業者
- ・ 農地の相続人

2. 交付要件

- ・ 全農地を10年以上機構に貸し付け、かつ、
 - ・ 農地が機構から受け手に貸し付けられること
- （集落営農と特定農作業委託契約を10年以上締結した場合も対象）

3. 交付単価

- ・ 0.5ha以下：30万円/戸
- ・ 0.5ha超 2ha以下：50万円/戸
- ・ 2ha超：70万円/戸

■ 農地集積・集約化に協力する場合の支援（耕作者集積協力金）

1. 交付対象者

機構の借受農地等に隣接する農地（交付対象農地）を、

- ・ 自ら耕作する農地を機構に貸し付けた所有者
- ・ 所有者が農地を機構に貸し付けた場合の当該農地の耕作者

2. 交付要件

- ・ 交付対象農地を10年以上貸し付け、
- ・ かつ、当該農地が機構から受け手に貸し付けられること

3. 交付単価

2万円/10a

※27年度までの特別単価（＝基本単価の4倍）

（28・29年度は2倍、30年度は基本単価）

既存の貸借関係を見直し交付金を得る方向に動く機会になる。実際に集落営農法人等は、集落を基盤に、まだ契約期間が終了していない農地も含めて合意解約し、貸付け割合が八割を超えると一〇a当たり三・六万円（二七

年までだ）この二倍の額）に貸付け面積を乗じた額が地域（集落など）に交付されるので、集落で有意義に使えることに着目している。

鳥取県の畜産・酪農

日本大学教授

小林信一

1、畜産業の位置

鳥取県の農業産出額（二〇一二年）六八四億円のうち、第一位は米の一七七億円だが、二位は「二〇世紀」で全国的に有名な梨（五八億円）と並んで生乳がほぼ同額（五八億円）で三位となっている。四位はブロイラーの五五億円、五位は四二億円の養豚と畜産が並んでおり、肉用牛の二七億円などを含めた畜産全体では二〇七億円となる。これは農業産出額全体の三〇・三％を占めており、米の二五・九％を上回っている。全国の中での鳥取県畜産のシェアは、ブロイラーと採卵鶏を併せた鶏の一・〇％が最も多く、個体販売を含めた乳用牛および豚がそれぞれ〇・八％、肉用牛が〇・五％など、畜産の比重は全国の中では高いものではない。しかし、鳥取県農業の中では、畜産は重要な部門と言えよう。

畜産物の産出額の推移をみると、一九八五年の三二九億円から九五五年に二一四億円と一〇年間に二／三までに減少したが、それ以降は二〇〇億円台を維持して推移している（表1）。この落ち込みの主因は鶏、豚がそれぞれ約五〇億円ずつ減少したことが指摘できる。肉用牛は同時期に約一〇億円減少しているが、乳用牛はほぼ八五年からは横ばいで推移している。また他の畜種も九五五年以降は、同程度の額を維持している。

一方、米は八五年の三一五億円から二〇〇〇年の二〇四億円までほぼ二／三となり、その後は横ばいになっている。もっとも落ち込んだのは果実で、一九八五年の一七七億円から二〇〇五年には七九億円と半額以下にまで減少し、その一方で軽量野菜の白ネギの伸びなどがあり、野菜が若干増加している結果、畜産物のシェアは近三年三割台で推移している。

表 1 畜産物産出額の推移

単位：戸

	1985	1995	2005	2008	2009	2010	2011	2012	2013
飼養戸数	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
乳用牛	830	450	253	222	214	194	184	181	167
肉用牛	4690	1770	626	526	491	454	419	403	366
豚	840	140	55	48	48	—	44	40	39
採卵鶏	690	50	27	20	18	—	17	16	15
ブロイラー	92	—	39	28	33	—	52	52	52
乳用牛	頭	13,700	12,400	11,800	11,200	10,900	10,600	10,400	10,400
肉用牛	頭	28,900	26,700	20,700	21,500	22,000	21,300	20,400	19,400
豚	頭	115,800	86,800	69,277	72,400	77,700	74,000	76,500	76,000
採卵鶏	羽	940	668	618	697	685	688	656	648
ブロイラー	羽	3,350	2,595	2,311	2,279	2,392	2,260	2,834	2,766
飼養頭数	頭	50,159	59,306	65,517	65,574	63,889	61,912	59,195	59,195
生乳	頭	14,807	12,696	11,348	10,907	11,413	7,608	7,448	7,678
肉用牛	頭	4,500	4,370	3,812	3,644	4,054	2,048	1,975	2,242
和牛	頭	10,307	8,326	7,512	7,256	7,359	4,659	4,561	4,707
乳用種等	頭	183,917	127,596	132,104	124,761	135,448	74,694	74,638	73,018
豚	頭	16,566	12,498	10,981	11,247	10,576	10,728	10,612	9,656
鶏卵	kg	15,296	11,415	12,251	11,994	12,824	13,028	12,826	13,713
ブロイラー	羽	16,5	27,6	45,8	50,5	50,9	54,6	56,5	57,5
生乳	頭/戸	6.2	15.1	33.1	40.9	44.8	46.9	48.7	48.1
肉用牛	頭/戸	137.9	620.0	1259.6	1508.3	1618.8	—	1738.6	1900.0
肉豚	羽/戸	1.4	13.3	22.9	34.9	38.1	—	38.6	40.5
鶏卵	羽/戸	36.4	—	59.3	81.4	72.5	—	54.5	53.2
ブロイラー	羽/戸	60.4	131.8	259.0	295.4	298.5	319.1	321.7	327.0
生乳	頭/戸	3.2	7.2	18.1	20.7	23.2	16.8	17.8	19.5
肉用牛	頭/戸	230.9	911.4	2401.9	2599.2	2821.8	—	1696.3	1825.5
肉豚	羽/戸	24.0	249.9	406.0	562.4	567.6	—	624.2	603.5
鶏卵	羽/戸	166.3	—	314.1	428.4	388.6	—	246.7	263.7
ブロイラー	羽/戸	—	—	—	—	—	—	—	—

資料：農林水産省「畜産統計」「牛乳・乳製品統計」「畜産物流通統計」「農林水産統計年報」から作成

注 1：飼養頭数は成鶏めず。

注 2：採卵鶏、ブロイラーの飼養頭数は畜産調調べ

注 3：平成22年の豚の飼養頭数は畜産調調べ

注 4：ラウソクの関係で内訳と合計は一致しないことがある。

表2 年代別対前年度比増減率の推移

単位：％

	酪農家戸数			乳用牛頭数			肉用牛飼養戸数			肉用牛飼養頭数		
	全国	中国	鳥取県	全国	中国	鳥取県	全国	中国	鳥取県	全国	中国	鳥取県
1960年代	-2.6	-2.5	-3.3	8.2	8.3	5.3	-7.5	-6.9	-6.6	-2.6	-3.9	-4.0
70年代	-9.1	-10.7	-9.8	2.3	0.8	0.5	-9.0	-10.7	-8.7	1.5	-3.7	-1.3
80年代	-6.0	-5.7	-7.0	-0.2	-1.0	0.0	-4.3	-7.0	-8.1	2.5	-1.4	-0.2
90年代	-6.1	-7.1	-6.3	-1.1	-3.1	-1.9	-6.6	-9.6	-10.0	0.7	-0.9	-0.4
2000年代	-4.2	-5.4	-4.5	-1.9	-2.6	-0.1	-4.7	-6.6	-7.5	0.3	-0.7	-1.5
10年代	-4.5	-5.6	-5.4	-1.1	-2.1	-1.5	-5.5	-6.4	-6.4	-2.3	-2.6	-2.3

注：1960年代は61年から、10年代は12年までの数値

出所：農水省：畜産統計より作成

表3 所得による家族労働費カバール率

単位：％

	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	7か年平均
全 国	104.7	82.3	83.0	129.6	119.7	118.0	126.5	109.1
都 府 県	106.2	78.3	79.5	135.3	134.3	127.9	130.1	113.1
北 海 道	102.5	88.6	87.9	122.0	101.2	106.2	122.4	104.4
東 北	94.5	60.5	54.4	93.2	85.2	82.1	99.8	81.4
北 陸	105.6	63.5	35.8	116.2	114.2	86.4	111.8	90.5
関東・東山	109.8	88.3	99.6	152.8	157.7	153.3	147.9	129.9
東 海	117.0	75.6	74.2	135.5	155.6	166.6	144.7	124.2
近 畿	124.7	92.6	82.4	160.8	151.1	111.2	113.5	119.5
中 国	70.8	52.6	76.6	101.7	99.2	104.0	92.1	85.3
四 国	103.0	71.0	114.1	158.0	159.9	164.0	171.2	134.5
九 州	113.6	71.2	89.0	142.4	136.2	136.1	124.0	116.1

出所：農水省畜産物生産費調査より作成

2、畜産農家戸数および頭数の推移

大家畜に焦点を当てて、飼養戸数および頭数の推移をみたのが表2である。これによると、まず酪農については、全国と比べて中国地方での戸数の減少割合が高いこと、鳥取も同様に全国を上回る減少率を記録しているが、二〇〇〇年代に入ると中国地方の平均と比べるとやや減少のスピードは弱まっているが、それでも全国と比べれば高く、下げ止まりとは言えないこと、乳用牛頭数は全国や中国地方に比べ減少率が低く、八〇年代までは何とか横ばいで推移していたが、それ以降は減少傾向にあり、中国地方の平均に比べれば緩やかなものの、二〇一〇年代に入ってから減少率が高まっていることなどが指摘できる。

具体的には鳥取県の酪農家戸数は、二〇〇五年の二五三戸から二〇一三年には一六七戸にまで大きく減少した一方、乳用牛頭数は一一、六〇〇頭から一〇、四〇〇頭（二〇一二年）と若干の減少にとどまっているので、一戸当たり飼養頭数は同時期四五・八頭から五七・五頭まで増加しており、規模拡大が進んでいることがわかる。いわゆるメガファームは存在しないが、それでも最大規模で三〇〇頭程度の大規模農家は見られる。一方三〇頭規模層でも、和牛や米等他の部門に転換しているケース

も見られるとのことである。

肉用牛については、酪農よりも戸数の減少率は大きく、特に近年では全国に比べて高い減少率を示す中国地方平均を上回る速度で飼養農家戸数の減少が続いている。飼養頭数の減少も同様に著しい。一九八五年には四、六九〇戸あった肉用牛飼養戸数は、二〇〇五年には六二六戸、二〇一三年には三六八戸までになっている。頭数も一九八五年二八、九〇〇頭、二〇〇五年二〇、七〇〇頭、二〇一二年一九、四〇〇頭と二万頭を切っている。出荷頭数で見ても肉用種、乳用種とも一九八五年から二〇一二年の約三〇年でそれぞれ四、五〇〇頭から二、四二頭、一〇、三一七頭から四、七〇七頭へとほぼ半減している。

3、畜産経営の減少要因

大家畜を中心とした畜産経営の減少理由は、最近では経営に行き詰ってというよりも、高齢化が主要な要因となっている。しかし、高齢でやめるという背景には、後継する若者がいないということがあろう。畜産に限らず家族経営の存続のためには、「家計を維持できる所得」と「将来性」および「やりがい」が必要と言えるのではないか。その何れか、あるいはいくつかが、今畜産経営で失われつつあることが、戸数、頭数の減少の背景だろう。

将来性ややりがいは、ひとまず置いておくとして、酪農所得の状況を見たのが表3である。これは、所得が他産業労働者の平均賃金を基準にして算出した家族労働費をカバーしているかを見たものである。所得が家族労働費より少ないということは、経営収支において利益がマイナス、つまり純損失がでていることを意味している。家族経営の場合は、所得（混合所得＝純利益＋家族労働費＋自作地地代＋自己資本利子）が家計費を上回っていれば、純利益が出ていなくても、すぐに経営が行き詰るということではないが、家計費の切り詰めにも限度があるだろう。表3は酪農経営所得による家族労働費のカバー率の推移を地域別に見たものだが、これによると、飼料が高騰した二〇〇七年、〇八年は全国平均でも八二・三％、八三・〇％と一〇〇％を大きく割り込む水準であったことが分かる。中国地方に注目すると、二〇〇七年には五二・六％と最も低い割合であり、さらに他地域が一〇〇％を回復した二〇〇九年以降も二〇一〇年、二〇一二年と割り込んでいる。中国地方の酪農家は飼料価格の高騰が一応終息した時期においても、いわば恒常的に家族労働費部分割れを起こしているのである。

4、中国地方の酪農家の収益構造

こうした所得の状況を生み出している要因を表4によ

表 4 地域別酪農所得の構造

単位：円／頭、頭、円

	搾乳牛1頭当たり			搾乳牛 頭数	総所得
	粗収益	生産費	所得		
北海道	753,540	596,837	156,703	71.5	11,204,265
東北	797,389	621,005	176,384	27.5	4,850,560
北陸	996,599	774,645	221,954	26.0	5,770,804
関東・東山	907,599	660,172	247,427	37.6	9,303,255
東海	976,774	769,936	206,838	56.0	11,582,928
近畿	907,127	649,484	257,643	30.1	7,755,054
中国	991,057	810,618	180,439	37.1	6,694,287
四国	986,522	729,364	257,158	30.0	7,714,740
九州	877,597	680,996	196,601	43.5	8,552,144

注：生産費は家族労働費、自作地地代、自己資本利子を除いた費用

出所：農水省「畜産物生産費調査」平成24年から作成

表 5 地域別飼料費

	購入飼料費	自給飼料費	飼料費合	購入飼料費	自給飼料費	飼料費合計	3.5%換算乳量	kg当たり購入	飼料費/kg	乳飼比
	円/頭	円/頭	円/頭	%	%	%	kg/頭	円/kg	円/kg	%
北海道	210,026	103,037	313,063	35.2	17.3	52.5	9,002	23.3	34.8	47.6
東北	302,509	48,483	350,992	48.7	7.8	56.5	8,694	34.8	40.4	47.0
北陸	420,298	47,621	467,919	54.3	6.1	60.4	9,201	45.7	50.9	50.1
関東・東山	381,762	28,747	410,509	57.8	4.4	62.2	9,239	41.3	44.4	47.5
東海	393,480	11,619	405,099	51.1	1.5	52.6	9,882	39.8	41.0	44.1
近畿	385,921	11,574	397,495	59.4	1.8	61.2	9,012	42.8	44.1	45.8
中国	455,249	31,267	486,516	56.2	3.9	60.0	9,901	46.0	49.1	52.0
四国	409,833	19,328	429,161	56.2	2.6	58.8	9,318	44.0	46.1	46.9
九州	344,821	40,455	385,276	50.6	5.9	56.6	9,432	36.6	40.8	46.0

注：生産費は家族労働費、自作地地代、自己資本利子を除いた費用

出所：農水省「畜産物生産費調査」平成24年から作成

って検討してみたい。これは総所得の状況を費用・収益および規模要因に分けたものである。搾乳牛一頭当たり売上（収益）から同生産費（家族労働費、自作地地代、自己資本利子を除いた）を差し引くと、一頭当たり所得が算出され、それに搾乳牛頭数を掛けると総所得が求められる。逆に家族経営の目標である総所得の拡大のためには、一頭当たり収益をあげ、生産費を下げ、規模を拡大することの何れか一つか、複数が必要であることがわかる。一頭当たり売上を高めるには、乳価をあげるか、一頭あたり乳量を増やすかだが、生産者にとって乳価は通常与件であり可能なのは乳量増加である。生産費についても、もっとも割合の高い飼料費も飼料単価はやはり与件であり、生産者が単価に影響を与えることはほとんどできない。

一般に、酪農の所得構造の推移を見ると、生産者は生産者自らの努力で可能である頭数規模拡大によって、総所

得を増加してきた。一頭当たり乳量の増加も、出荷乳量の増加につながるという意味で、規模拡大の一環と言える。しかし、乳価や飼料費の動向によって、規模拡大しても、必ずしも総所得の増加につながらないこともある。乳価下落が続いた時期もあり、また前述したように飼料価格の高騰によって生産費がかさみ、所得が低下したのが、二〇〇八、九年の状況であった。一般には、規模拡大によって収益構造は薄利多売となっている。こうした収益構造は、乳価の下落や飼料価格などの高騰によって、損失が生まれやすい構造になっていると言える。この点からも、経営の継続を支えるためにセーフティネットが必要であることが理解できるだろう。

鳥取県の収益構造について検討するデータは与えられていないので、中国地方の酪農経営の状況を見るほかないが、前述したように中国地方の酪農の収益性は全国的にみて悪いと言わざるを得ない。一頭当たり収益は、九一、〇五七円と北陸に次いで多いが、生産費は八一〇、六一八円と最も高く、結果として一頭当たり所得は一八〇、四三九円と北海道、東北に次いで低い。規模は三七・一頭なので、総所得は六、六九四、二八七円となる。この所得水準については、家計費を賄うのに十分ではないかとの考えもあるだろうが、酪農労働力二・六人での所得であり、一人当たり二五七万円、一時間当たりです

ると一、四〇一円となり、全国で最も低い。

5、飼料問題の解決方向

中国地方については、生産費の高さが所得を低めている主要な要因と考えられる。そこで、表5によって生産費に占める飼料費の状況を見てみることにする。これによると、搾乳牛一頭当たり購入飼料費は四五五、二四九円と最も高くなっており、生産費（家族労働費、自作地代、自己資本利子を除く）に占める割合も六〇・〇％と近畿、北陸地方に次いで高くなっている。特に問題なのは、乳代に占める飼料費の割合を示す乳飼比で、中国地方は五二・一％と最も高くなっていることである。乳量水準は高いが、効率よく乳生産が行われていないことを示しているだろう。この要因が技術的な問題なのか、乳価あるいは飼料費の問題なのかは、さらにデータによる分析が必要だが、飼料費の高さが、収益性の低さの大きな要因とは言えそうである。

鳥取県における飼料生産の状況は、二〇一三年（平成二五年）度現在、飼料用イネ二九二ha、飼料用米二九七ha、トウモロコシ五七四ha、牧草二、一四〇haとなっている。飼料用米は、専用種と食用品種とのコンタミが嫌われ、乾燥施設を持っている農家のみが専用種の北陸一九七を栽培し、日本晴れが九三％で収量も五三〇kg程度

という。トウモロコシは、全国的にも言えるが野生鳥獣による被害が著しく、さらにイノシシが食べたトウモロコシは臭いがついて、牛が嫌う傾向があるとの話も聞いた。

自給飼料として期待されているのが飼料用イネ、飼料用米だが、和牛繁殖経営は規模が小さいので、使いきれない、また肉牛肥育農家は飼料用米を使うのにためらいがあるとのことであった。県によると飼料用米については、養豚、養鶏経営での給与率を引き上げる取組を行うということ、モミで現在の一〇%を二〇%に高める予定である。

全国的にも飼料用米の生産は増加しているが、問題は流通コストが高く、販売価格と同じ程度になってしまっただが、これは自家配飼料として地域で使う体制を構築できるかにかかっているだろう。同様にさらに流通しにくい飼料用イネも、いかに地域内で活用できるかが、今後の飼料用イネ定着のカギであろう。今回の調査でも利用頭数が隘路となって飼料用イネの生産を抑えざるを得ないといった声を聞いた。乳用牛、肉用牛頭数が減少する中で、ますます需給のギャップが広がるのが危惧される。飼料用イネや飼料用米は、畜産農家の飼料費を引き下げ、収益性を改善する可能性もあることから、この利用を促進する施策をさらに進める必要があろうし、ま

た地域において、例えば集落営農が大家畜を飼養すること、経営の多角化、立体化を図り、集落営農の収益性や従事者数のキャパシティを増し、場合によっては新規就農者の受け皿とするなど、本来の「攻めの農業」が展開される事も期待される。

そうした地域内飼料自給―活用システムの確立には、海外の飼料穀物偏重で、財政的にも破綻し、生産者に負担を強いる結果になる現在の飼料基金制度の廃止と経営所得安定制度の確立が不可欠であろう。

注(1) 農水省の生産費統計では、収益に補助金などは加算されていないが、一方で販売管理費や事業外費用も加味されていない。経営の実態把握にはこうした点を考慮したデータの整備が望まれる。

注(2) 配合飼料基金や経営所得安定制度についての詳細は、小生編著「日本を救う農地の畜産の利用」農林統計出版を参照願いたい。

鳥取県畜産農協の事業展開―歴史と現在、将来―

鳥取県畜産農業協同組合
代表理事 組合長

鎌谷 一也

1、農協の設立までの経過

(1)牛乳産直のはじまり

鳥取畜産農協の前身は、一九七〇年設立の東部乳牛生産組合である。当時、乳業資本と鳥取県酪農民との間には、熾烈な闘いがあった。全国的な低乳価などの酪農危機のなかで生乳生産者指定団体制度が制定され、一九六六年には、酪農民の専門農協が大同団結（合併）して大山乳業農業協同組合を設立。乳業資本系列を上回る過半の生乳量を押さえて、鳥取県では酪農民が価格交渉権をもった。

しかし、それでもインチキ牛乳（加工乳）が溢れ、つくられた過剰生産のなかで、乳価は安く酪農民には困った状況が続いていた。そこで、始まったのが、一九七〇年の鳥取の大山乳業協同組合と京都生活協同組合との牛乳の産直取引である。

産直二〇周年のとき、京都生協の内原専務（当時）は『今苦しんでいる酪農生産者が自立して社会的使命感をもつためには、自分たちが生産した本物の牛乳を直接消費者に提供すること以外に生きる道はない』という生産側の熱い主張を受け、一九七〇年一〇月、業界からの圧力に屈せず（当時生協側にも、鳥取との取引をするならば牛乳をおろさないとという圧力があった）京都生協と大山乳業農協は、全国にさがけて協同組合間提携「産直方式」を確立しました。二〇年を経た今、本物の牛乳は生産者と消費者の信頼の絆として鳥取と京都に太いミルクロードをつくりあげました。両組織の協同の力は全国の乳価をも左右する影響力を持つまでに成長しました。」と述べている。

(2)東部乳牛生産組合の活動

京都生協との産直がはじまると同時に、農事組合法人「東部乳牛生産組合」が鳥取県東部地区の酪農家により

設立された。県下一本に大同団結した大山乳業農協であったが、まだ東・中・西部で酪農事情が異なっていた。

鳥取県東部には大山乳業の鳥取工場が存在し、この鳥取工場の牛乳が、京都生協との産直牛乳であった。この生産組合の設立は、①水田地帯で、粗飼料の確保が難しい東部地域にあつて、河川敷の活用、牧野での採草等による粗飼料の確保。②多頭化を進める上に必要な哺育事業。③ヘルパー制度のなかった時期であつたが、搾乳等のサポート事業。④京都生協など消費者との交流事業——を目的とするものであつた。

大山乳業の鳥取工場敷地内のプレハブ事務所と、美敷牧場が活動の拠点であり、とくに美敷牧場は、京都生協との交流、哺育センター、採草など、組合員が結集する大きな拠り所でもあつた。

2、産直の中で生まれ、産直の中で育てられた農協

(1) 肥育事業から食肉事業の展開

一九七〇年に牛乳産直がはじまったのち、七〇年代半ばにはオイルショック等による酪農危機に直面した。このとき、支援集会、牛乳価格に上乘せした支援基金の造成などの生協の支援を受けて危機を乗り越えたが、これにより両者の信頼と絆は確実に深まった。

牛乳の産直一〇周年を契機に、一九八〇年、「牛乳の産直からお肉の産直へ」消費者は安全な牛肉を確保し、生産者は酪農経営の安定を図る」ため、東部畜産農協が設立された（一九八七年に鳥取県畜産農協へ名称変更）。

当時この専門農協を創るにあたっては、大山乳業農協の分派活動ではないか、経済連や大山乳業農協の購買事業と競合するのではないかなど、鳥取県農協中央会や鳥取県の態度は冷ややかで、なかなか認可されなかった。最終的には農協の設立届けを県知事宛に内容証明郵便で送った。京都生協とのつながりや支援がなければ、この畜産農協は生まれていない。

設立当初は、美敷牧場でホルスタイン雄去勢牛を肥育し、生体のまま京都へ出荷していた。しかし、効率的かつ本格的な牛肉出荷のため、京都生協の子会社で食肉処理加工を行っていた㈱京都プロダクトの指導を受け、四年から食肉処理加工を開始した。組織的な基盤も、資金や技術面でのノウハウもないなかで、京都生協からの資金調達への協力や食肉の技術指導など全面的な支援を受けて、事業を展開してきた。

初代の中村組合長は事務所に、「自力更生、艱苦奮闘」というスローガンを掲げていたが、美敷牧場の整備、手作りの牛舎、バーベキューハウス建設などに組合員が自力で取り組み、倉庫を食肉処理場に改造するなど、ゼロ

からスタートして築き上げた。

一九九七年、私が常務として就任したころは、堺市でのO157の発生などにより、食肉の安全と衛生管理が厳しく問われ、畜産農協は自前の本格的な食肉処理施設・直売施設の検討と着手に取組んでいた。

一九九八年一二月には、食肉処理施設が完成し、五〇〇坪の敷地内に、地場野菜の直売も含めた食肉の直売所、牛肉を食べることができる直営レストラン焼肉工房パオを建設し、食肉の拠点としてフレッシュパーク若葉台をスタートさせた。

(2) 産直と地産地消は農協事業の両輪

二一世紀を迎えるにあたり、「視点はグローバルに！実践はローカルに！」と、グローバルズムへの対立軸としての地産地消・産直・ローカルな取組みを模索した。

野菜と肉の直売所については、まだ地域で本格的な施設がない時代だったので、鳥取県東部一円の小さな直売所の農家が一同に集まる機会をつくる施設にするとの位置づけや、この直売所での販売体験をもとに新たに地元で直売所を作って運営するなど、農家が直接に農産物を売る取り組みにつながればよいという考えであった。有機農産物の提供など、さまざまな団体の交流拠点という位置づけのもとで、消費者・畜産農家・米の生産組合・地域の団体等一〇数団体の連携協定を締結してスタート

し、ネットワークが広がっていくことを願った。

県内の食肉販売事業も、食肉をスーパーで販売する時代にすでに入っていたので、地域への販売に強力に取り組んだ。日本一衛生的な処理施設を建設し消費者の負託に応えるという思いで、地域のスーパーや学校給食、総合農協と提携したテナントによる直売所の展開など、地産地消の取組みを進めてきた。当時売上額一二億円に対し約六割に匹敵する借金もあり、地域での支持は不可欠であった。

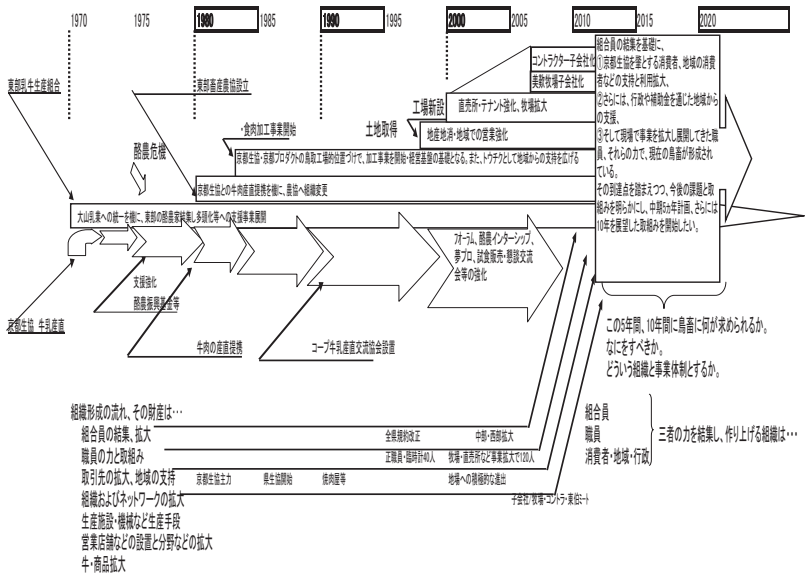
京都生協や鳥取県生協との産直事業は、畜産農協の生命線のため、京都生協とは基本取引五億円をキープすることを前提として進め、新たに二一世紀にむけて問われる産直のあり方を一緒に模索してきた。

(3) 京都生協との共同の取り組み

—産直の歴史から生まれた新たな挑戦—

二一世紀への取組みとして、京都生協とセンチュリープラン「百年計画」を打ち出した。先にふれたような農業や農村、輸入飼料に依存する畜産業、消費者と生産者のあり方や産直のあり方を考えた場合に、百年持続できる農畜産業を、新産直牛という「牛づくり」を通じて目指そうというものであった。コンセプトは、健康、エコロジー「循環」、国産、安全、低価格。特徴は、牛の餌に飼料稲・飼料米や食品副産物を利用する。堆肥を水田

鳥畜の取り組みの経過と今後の展望は・・・



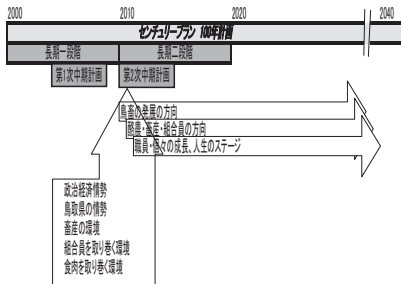
3、農協の到達点と現状

現在、生産牧場の飼養頭数は約二〇〇〇頭、枝肉の年間処理頭数三二〇〇頭、約一四〇〇トンの牛肉を扱って

に還元しながら、水田を活用して安全に自給粗飼料をつくる。環境保全や循環型農畜産業への取り組みや、さらには自給率向上など、生産者と消費者双方が考えながら協力して取り組む。また、「サシ」から赤みの肉へ、「健康に育った牛の健康なお肉をいただく」という食肉に対する消費者の価値観の転換など、食への価値観と一緒につくっていかう、というものであった。

1998年→2013年

店舗・テナント 1→7店
牛の飼養頭数 300→2000頭
食肉事業 12億→22億
従業員 40人→110人
グループ化・事業分野、事業展開の強化



いる。

また直営牧場ではないものの、県内のプロイラーや豚肉も地産地消ということで処理加工販売している。食肉等の売上額は二億円までになった。生産牧場での生産から、処理・加工、そして直売所の設置やレストランなど、牧場から食卓までの一貫した事業展開を行い、すべての工程を対象にしたISO22000システムを確立し、食肉等の提供を行っている。

4、将来の課題

(1) 農協の地域での果たす役割は・・・

畜産事業をとりまく環境は、飼料の高騰、担い手問題、そして日豪EPA、TPPと一層厳しくなることが予想される。しかし、畜産だけが厳しいのではない。畜産がなくなれば、これまで進めてきた耕畜連携など、地域の産業や経済に多大な影響を与えることは必至である。そのため、何としても地域の循環の中で畜産を持続させる必要がある。

これまで培ってきた産直事業の高度化をはじめ、地域での循環・つながり・絆、共に生き抜いていくことのできる地域の主体性を形づくる連携が必要となる。グローバルな経済にできるだけ頼らない、相互の連携による自立的な地域経済社会である。

畜産がなくなれば、飼料米をはじめ水田の有効活用や保全が不可能となるし、農家経済にも打撃を与える。耕種農家等が衰退すれば、自給体制も悪化する。堆肥の有効活用も不可能となる。酪農と肥育、畜産と耕種、さらに生産者と処理加工者・運送者・販売者など一連の地域の連携や経済も失速しかねない。あらゆるつながりを考え、畜産だけでなく総合的な取り組みが問われる時代となっている。畜産だけでも大変な時代だからこそ、連帯・連携をもとめながら、つながりをつくる相手側にも、相手側に関与する信頼関係、単なる依存関係ではなく、いままでも以上に創造的協力関係を構築する局面である。

そうした観点から、現在進めている活動は、①飼料米・飼料稲一〇〇〇haの取り組み、②耕畜連携を考える上で不可欠となる農村の営農体制「広域集落営農法人」の取り組み、③地域の各団体のみならず消費者・生協も参加した地域活性化の協議体「ふなおか共生の里づくり協議会」の設立等、農協となんらかの関係性をもった外延的な活動の組織化である。

以下、「ふなおか共生の里づくり協議会」と、畜産農協の将来に大きく影響してくる現場からのヴァリュエーション形成への取り組みについて触れておきたい。

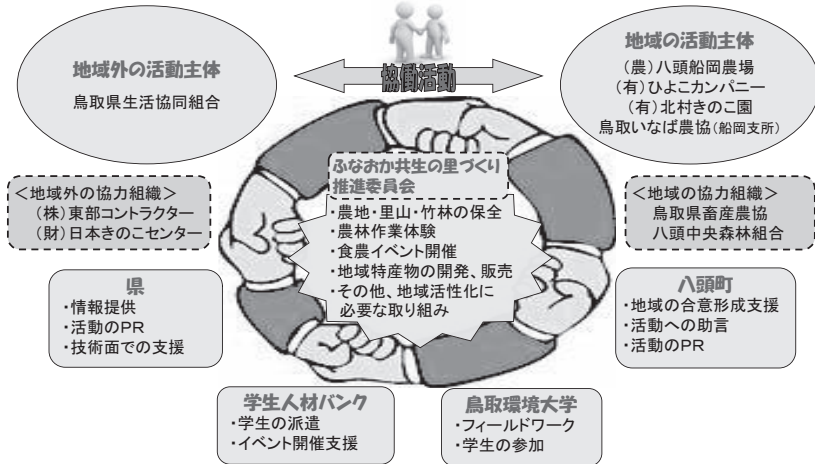
(2) ふなおか共生の里づくり協議会の活動

この組織は、東日本大震災当日、鳥取県知事の出席も

「ふなおか共生の里づくり」活動体制

<活動テーマ>

- 農村を育む山、川、農地の保全など、美しい里づくりの取り組み
- 耕畜連携、農林連携などを通じた自給力の向上、持続する循環型農畜産業の取り組み
- 生産者・消費者・地域住民の交流を通じた農林業・食生活・食文化・地域の活性化の取り組み



含め、一三団体で協定し発足させた組織である。目的は危機感をもって地域の再生・活性化をすることであり、活動の柱は三本である。もともと、旧町を一本とした広域生産法人での共生の里づくりを模索していたが、地域の活性化の上では、地域の各団体との連携、地域外の消費者団体・企業等との連携を含めること、商品と貨幣、人と人の対流循環を含めた仕組みづくりが大切との認識で組織したものであった。

現在、地域おこし協力隊が事務局機能も持ち、限界集落の活性化や旧船岡町全体の面的な活性化とネットワーク化を模索している。

共生の里づくりの活動事例「共生の里コラボ」は、以下のような活動である。

①せいきよう農園「生協×船岡農場」船岡農場の土地を生協会員向けの体験農園として開放している。耕作放棄地の活用であると同時に、集落住民と消費者が交流する場として活用。

②つながる農と畜産業「船岡農場×鳥取県畜産農協×東部コントラクター」船岡農場が飼料を栽培し、東部コントラクターが収穫し、そのエサを使って牛を育てる。

自給率の低い畜産飼料に対する課題解決であり、本物の地元での循環型畜産の実践である。

③獣に強い地域作り「船岡農場×森林組合」森林組合

の間伐材を、船岡農場の土地を守る獣害対策柵に活用。地元の農家を守るとともに、地元の木材の活用を図る。

④若者ネギ部隊「船岡農場×学生人材バンク」若者の雇用と農業の担い手育成のために、鳥取大学卒業生を中心とした若者による農場と連携したネギの生産。

⑤田んぼ体験「共生の里づくり推進協議会×小学生」

地元の小学生を対象にした田んぼ体験。春に苗を植え、秋に自分たちで収穫する。子どもたちが自然と人との触れ合いを学ぶ。

⑥復興支援もちつき「共生の里づくり推進協議会×被災地」船岡で穫れたもち米を被災地にもっていき、現地でもちつき。被災者の応援と交流。

⑦ふなおか共生の里ダイエットウオーク「共生の里づくり推進協議会×ノルディックウオーク」里山の現状を知ってもらうため、ウォーキングを兼ねた学習会を開催。

⑧ふなおかふるさとシンポジウム「共生の里づくり推進協議会×C Wニコル氏」里山づくりの先駆者C Wニコル氏の講演会。

(3)現場・地域からのヴァリチェーンの形成の

取組み—産直の高度化を—

専業酪農家で組織している専門農協も、実態的には厳しい経営状況にある。飼料高騰や厳しい経営環境の中

で、農家数ばかりでなく生産量すら減少している今日、農家を支え経営を維持していくことは相当困難な課題でもある。だが、地域を守り農畜産業を守らなければ地域も崩壊する。良質なタンパク源を供給しつづけることはもちろん、畜産が頑張らなければ水田の利活用も望まなくなる。

だからこそ、専門農協だけでなく地域の団体・行政・企業、そして末端の消費者・生協組織等との連携による現場・地域からのヴァリチェーンの形成の取組みが必要となる。

現在商社や大手小売りによる、畜産、野菜、米分野での生産から加工・流通、販売までの食の垂直統合と囲い込みが急速に進んできている。しかし、そうした流れだけでなく、酪農畜産の世界にあっても、また、地域の農業、家族農業を守る上でも、地域のあらゆる力を結集しつつ、末端の消費者との連携を強める、現場・地域からのヴァリチェーンが必要である。いわゆる産直の高度化である。現在の情勢に怯むことなく、一〇年、二〇年先を見越して生産基盤を強化していくこと、消費までつながる地域の生産・加工・流通システムを構築していくことは、喫緊の課題である。

夢に終わらぬよう、短い人生、命がけで頑張りたいものである。

鳥取県畜産農協の飼料用稲・米を 軸にした耕畜連携の取り組み

国学院大学非常勤講師 神山 安雄

1、飼料用稲・飼料用米への取り組み

鳥取県東部地域では、鳥取県畜産農協が牽引車となつて、飼料用稲（WCS用稲）・飼料用米を軸にした耕畜連携が実現している。

鳥取県畜産農協は、一県一酪農協である大山乳業と京都生協との協同組合間提携の牛乳産直を土台にして、食肉の産直へと発展させた一九八〇年設立の東部畜産農協が、八七年に改称した専門農協である（詳しくは、前稿の鎌谷報告を参照）。組合員の酪農家から主にホルスタインおす仔牛（ぬれ仔）を集荷して、畜産農協の哺育センターで哺育した後、子会社の美歎（みたに）牧場（畜産農協と鳥取中央農協の共同出資）や畜産農協の肥育センターで肥育し、と畜後、畜産農協の処理加工場で精肉等に処理加工して販売している（図1）。精肉等の販売

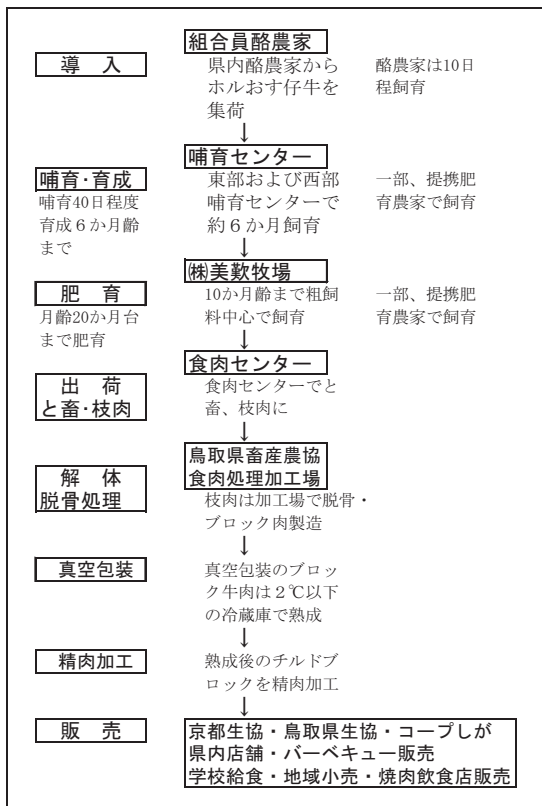
は、生協関係（京都生協・鳥取県生協・コープしが）、直営の店舗・バーベキュー販売、地元一般販売（学校給食・地域小売・焼肉飲食店）の三ルートである。

鳥取県東部地域は、水田農業地帯である。東部地域の畜産農家は、飼料基盤が弱かった。酪農家にとって必要とされる粗飼料の多くは、輸入牧草に頼るか、河川敷や牧野での採草などに活路を求めるしかなかった。肉用牛農家にとっても、肥育初期には粗飼料の給与が不可欠であった。

また、水田農家は、米生産調整の下で、市町ごとに水田農業推進協議会を組織し集団転作などを試みていたが、転作先の作物選択に苦勞していた。

鳥取県畜産農協が仲介して、酪農・畜産と水田農業とを結んでいった。市町ごとの水田農業推進協議会の下に飼料稲生産営農集団を組織し、その飼料用稲（WCS用

図1 鳥取県畜産農協の牛肉生産・製造・加工・販売



資料：鳥取県畜産農協同組合資料により作成

稲）の利用集団として酪農・肥育農家と和牛農家による東部畜産振興会を組織していた。東部畜産振興会と市町ごと各地区の飼料稲生産営農集団とは、稲WCSの利用供給協定を結んで、畜産側の堆肥の供給協定も結んでいた。畜産農協は、WCS用稲の収穫機など専用機械を導入して、収穫・調製作業を受託するコントラクターを組織化していった。

鳥取県畜産農協が関与するWCS用稲は、二〇〇一年

二〇haにはじまり、現在は一七〇～一八〇haとなり、耕畜連携が実現している。

鳥取県畜産農協は、飼料用米の生産でも旗振り役となった。飼料用米の取り組みは二〇一〇年から始まる。地区ごとの営農集団等が飼料用米を生産し、これを県内の四総合農協が集荷・販売する。これを美敷牧場が購入し、飼料用米を一〇％配合した配合飼料の製造を飼料会社に委託し、主として美敷牧場などの肉用牛肥育に利用

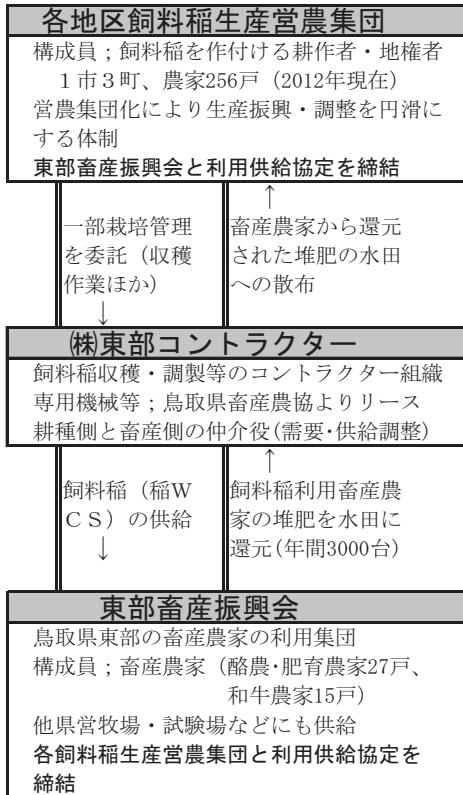
している。

2、飼料用稲を軸にした耕畜連携

鳥取県畜産農協の飼料用稲（WCS用稲）の取り組みは、二〇〇一年二〇haからはじまった。畜産農協が関与する飼料用稲の作付面積は、二〇一二年一八五haまで拡大した。

鳥取県東部地域の飼料用稲を軸にした耕畜連携②は、各地区の飼料稲生産営農

図2 鳥取県東部地域のWCS用稲を軸にした耕畜連携



資料：鳥取県畜産農業協同組合資料により作成

集団による飼料用稲の作付け・栽培、畜産農協の出資会社・東部コントラクターによる収穫・調製作業の受託、東部畜産振興会に組織されている酪農・畜産農家による稲WCSの利用・堆肥の還元である。

飼料稲生産営農集団は、東部地域一市三町の飼料用稲を作付ける農家二五六戸（二〇一二年現在）が構成員となっている。営農集団に組織されている農家は、専用種（はまさり、モーれつ等）の飼料用稲の（耕起・代かき―育苗・移植（田植え）―中間栽培管理等）までを行っ

ている。

飼料用稲（WCS用稲）の収穫・調製作業は、東部コントラクターが受託している。東部コントラクターは、二〇〇二年に畜産農協内に組織化され、二〇〇八年に法人化した。収穫・調製作業を受託する水田は、約一〇〇集落、一〇〇〇筆近くになる。収穫作業の受託料金は、一〇a当たり一万二〇〇〇円に収穫ロール数に応じて一ロール（約三〇〇kg）当たり一八〇〇円を加算している。一〇a当たり収量は平均ハロール二四〇〇kgである。

東部畜産振興会は、稲WCSを利用する酪農・肥育農家二七戸、和牛農家一五戸で組織されている。畜産農家は、稲WCSを一ロール当たり三三〇〇円で引き取っている。東部畜産振興会と各地区の飼料稲生産営農集団とは飼料用稲の利用供給協定、堆肥の供給利用協定を結んでおり、堆肥の散布は飼料用稲の収穫後、作付け水田ごとに東部コントラクターが行っている。水田フル活用交付金（一〇

a八万円)と耕畜連携交付金(一〇a一・三万円)は、飼料用稲作付け農家に交付されるが、そのなかから東部コントラクターは収穫・調製作業受委託料金として一〇a当たり二万六四〇〇円(収量ハローの場合、堆肥散布料金として一〇a当たり一万円を受け取っている)。

東部コントラクターは、水田農家と酪農・畜産農家をむすぶ耕畜連携の「要」の役割を果たしている。営農集団は高齢農家や兼業農家を含めて組織されており、飼料用稲生産が困難な農家については東部コントラクターが播種・育苗から収穫・調製作業までの全作業を受託している。収穫・調製作業や堆肥散布作業を受託するだけでなく、稲WCSの需要・供給を酪農・畜産農家と水田農家との間で調整する役割を果たしている。

東部地域での飼料用稲(WCS用稲)は、以上のような飼料用稲生産営農集団「コントラクター組織」に加え、酪農・肥育農家の共同の「TMRセンター」を組織して取り組まれているという特徴がある。稲WCSは東部畜産振興会が協定をむすんで利用しているが、大口利用者として酪農・肥育農家共同のTMRセンター(株TMRとっとり)があり、稲WCSと食品副産物(ビールかす等)を主体にした発酵TMRを製造・供給している。

しかし、酪農・肥育農家一〇戸の共同でスタートした

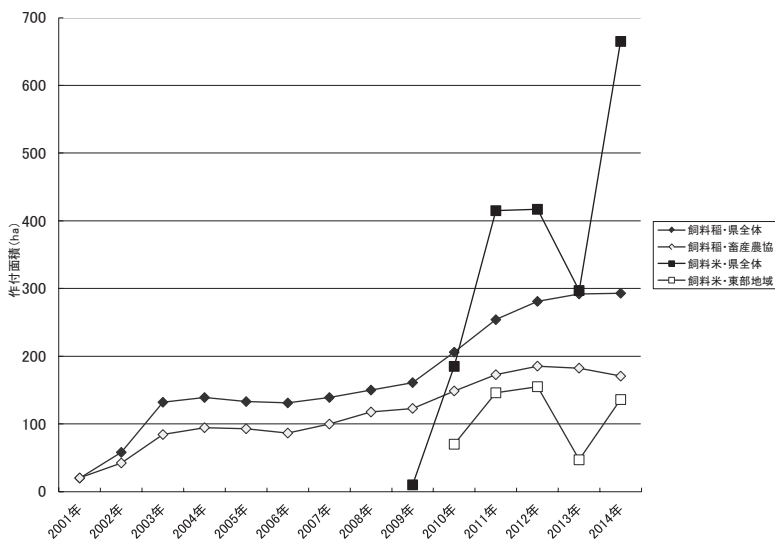
TMRとっとりも、構成員の廃業などで七戸に減った。飼料設計も、一日当たり乳量三〇〇～三五kgの搾乳牛一頭の発酵TMR原料が二〇〇九年当時「稲WCS六kg、輸入粗飼料(アルファルファ)四kg、豆腐かす六kg、ビールかす三kg、配合飼料一kg、など」であったものが、現在は「稲WCS四kg、輸入粗飼料(スーダン・チモシー・アルファルファ等)八・五kg、豆腐かす四kg、ビールかす四kg、配合飼料一三kg、など」に変わり、各農家のニーズによって配合や食品副産物の配合割合を変えている。発酵TMRの受け渡し価格も、二〇〇九年当時の一kg二五円が現在は四二円(原材料費三五円+加工賃七円)に値上がりした。

だが、一方で、畜産側が働きかけ、主導してきた飼料用稲を軸にした耕畜連携の取り組みは、国産飼料の追求のなかで飼料用米の生産・利用に発展し、飼料用稲生産営農集団が旧町単位の広域の集落営農法人に再編される例もでる等、新たな発展がみられる。

3、飼料用米の生産・利用の取り組み

鳥取県畜産農協が旗振り役となって、飼料用米の生産・利用の取り組みが二〇一〇年にはじまった。戸別所得補償制度の水田フル活用の所得補償のなかで新規需要米(米粉用米、飼料用米、WCS用稲等)の交付金が一〇

図3 飼料稲・飼料米の作付面積の推移(2001～2014年、鳥取県・畜産農協)



資料：鳥取県畜産農業協同組合資料などにより作成

注1) 飼料稲・畜産農協は、鳥取県畜産農協が関与した飼料稲（WCS用稲）の作付面積。

a 当たり八万円になる等、体系が確立したことがひとつの契機であった。

同時にこのことは、鳥取県畜産農協が国産飼料の拡大をかかげ、飼料用稲を軸にした耕畜連携に取り組んできたことを土台にして、国産飼料のさらなる拡大を実現しようとする取り組みであった。

飼料用米は、各農家が栽培・収穫して、食用米と同じく、農協に出荷している。鳥取県の飼料用米は、農家が栽培しやすい品種「日本晴」が使われている。

これを県内の四総合農協が集荷し、販売する。鳥取県畜産農協は、地産地消による国産飼料の拡大を追求してきたため、飼料用米も総合農協から出資会社・美敦牧場が買い入れる。美敦牧場は、農協のカントリーから受け取った飼料用米を岡山県の配合飼料工場（中部飼料水島工場）に送り、ペレットに配合委託加工している（飼料用米の配合割合一〇％）。これを肉用牛肥育などに利用している。

鳥取県の飼料用米作付面積は二〇一一年、一二年と四〇〇haを超えるまでになったが、一三年には農家が備蓄米の作付けを拡大したため三〇〇haにまで減った。一四年は六六五haに拡大した（図3）。東部地域の飼料用米の作付けも、県全体と同様の動きをしている。

鳥取県畜産農協が飼料用米生産の旗振り役であった

め、美敦牧場は二〇一一年、一二年とも県全体の飼料用米作付面積の約半分に相当する一〇〇〇トンを超える飼料用米を買い入れた（表1）。美敦牧場には乳用種（ホルスタインおす牛）・交雑種など一五〇〇～二〇〇〇頭の肥育牛がいるが、一頭一日当たり一〇kgの配合飼料を給与するとすれば、年間五五〇〇～七三〇〇トン程度の配合飼料の給与となる。飼料用米で一割を代替するとすれば、美敦牧場の飼料用米の買入量は六〇〇～七〇〇トン（一二〇ha分）が適量といえる。

鳥取県畜産農協は、飼料用稲・飼料用米あわせて県内で一〇〇〇haの作付けという国産飼料の拡大を追求して、牽引車の役割を担うとの目標をにかけてきた。二〇一四年の作付面積をみるかぎり、この目標はほぼ達成したといえる。

まとめ

鳥取県畜産農協が牽引してきた飼料用稲（WCS用稲）を軸にした耕畜連携の取り組みは、これを土台にした飼料用米の生産・利用という国産飼料の拡大に発展してきた。

また、東部地域の各地区での飼料稲生産営農集団の組織化は、集落営農の再編への動きを作りだして、農事組合法人「船岡八頭農場」という旧町を範囲とする広域の

表1 美敦牧場の飼料用米利用状況（2010～2013年）

	合計数量 トン	面積換算 ha	購入先 トン			
			JA西部	JAいなば	JA中央	JA新旭
2010年	717	143	500	217	—	—
2011年	1170	234	390	556	224	—
2012年	1050	210	—	697	198	155
2013年	203	41	—	—	100	103

資料：鳥取県畜産農業協同組合・美敦牧場資料

注）配合飼料10kg／頭・日で、365日・1500頭＝5475トン、2000頭＝7500トンとすると、1割代替分は550～730トン。

集落営農法人の組織化へと発展した。

こうした広域の集落営農法人の組織化は、船岡地区（旧船岡町）を中心とする「共生の里づくり」という新たな段階に踏み出している。六次産業化や畜産クラスター構想などがいわれるなかで、牛乳・食肉の協同組合間提携の産直と地産地消の取り組みから、飼料用稲を軸にした耕畜連携、飼料用米の生産・利用への発展、広域の集落営農法人の組織化、若者たちや大学なども参画した「共生の里づくり」といった発展の道筋は、注目に値する。

飼料稲生産と東部コントラクターの役割

東京大学准教授

矢坂 雅充

1、はじめに

鳥取県東部の水田は耕畜連携の展開によって保全されてきた。飼料稲や飼料用米の栽培は、稲作農家の主食用稲の転作として広く導入されている。飼料用途とはいえ、稲の栽培は新たな設備投資を必要としない。加えて、政府から交付される手厚い補助金も魅力的である。畜産農家にとっても、飼料用の稲やコメは自給飼料を確保する手立てになった。飼料畑や草地が限られている鳥取東部地域では、水田での飼料作の拡大によって自給飼料が調達され、家畜堆肥を散布しうる農地を確保することにもつながった。鳥取畜産農協が推進してきた耕畜連携の取り組みは、稲作農家や畜産農家に好意的に受け入れられ、地域農業を支える基本的な仕組みとして普及し定着してきた。

(※東部コントラクター(以下、東部コントラクターと記す)は飼料稲の栽培・収穫作業や稲WCS(ホールク

ロップサイレージ)製造、家畜堆肥の散布作業などを受託する鳥取畜産農協の子会社である。飼料用米は通常の食用米品種が作付けされ、栽培過程は基本的には同じであるので稲作農家が作業に当たるが、飼料稲の場合にはそうはいかない。飼料稲には専用品種が用いられているうえに、飼料稲の収穫・サイレージづくりのためには専用の農業機械が必要になり、稲作農家が収穫・調整作業までを担うことは難しい。同様に、畜産農家も飼料稲の収穫、サイレージづくりといった短期間に集中する圃場での作業が、家畜の飼養管理などの日常作業に付け加わるのは大きな負担になる。異なる技術が求められる圃場での作業は、専門的な組織に委託して畜産経営に特化したいという要望が高まる。また堆肥散布業者の外部化によって家畜堆肥を利用しようとする稲作農家と、堆肥の処分先としての農地を必要としている畜産農家が結びつけられる。

こうしてコントラクターは、稲作と畜産の双方の要請

に比べ、それぞれの経営の維持・発展を支援する役割を担うようになってきた。耕畜連携は稲作経営や畜産経営が抱えている問題を解決する仕組みになっている。一方で双方の利害対立や地域住民との調整といった問題を引き起こす。しかも稲作農家の高齢化や畜産経営の減少とともに、地域農業を支えていく条件はますます厳しくなっている。東部コントラクターは耕畜連携をどのように推進し、また農家間の対立や地域農業が直面する課題にどのように応えようとしているのだろうか。

以下では、東部コントラクターの事業の持続性や発展という視点から、耕畜連携の仕組みが維持されていく条件を検討してみよう。

2、東部コントラクターの事業と耕畜連携

(1) 耕畜連携の展開

コントラクターの作業内容は各地域の農業や畜産の特徴によって大きく異なる。鳥取県東部は稲作が多く、飼料稲の栽培面積はコントラクターの事業拡大とともに着実に増えてきた。二〇一三年の東部地域の飼料稲作付面積は一八七haで、自給飼料作付面積の六六・八%を占めている。東部コントラクターの二〇一三年の飼料稲の収穫作業面積は一八〇haで、ほとんどの飼料稲の収穫作業が東部コントラクターによって行われていることがわか

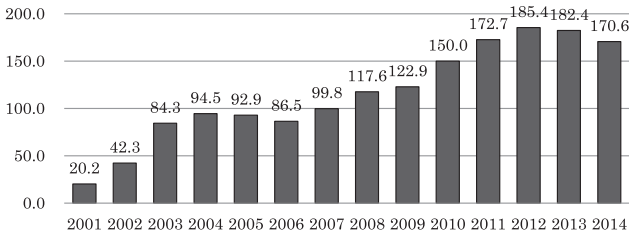
る。飼料用トウモロコシの収穫・調整作業や牧草の播種、収穫調整作業を主に受託している県中部や西部のコントラクターが、畜産農家の飼料共同生産に似ているのに対して、東部コントラクターは畜産農家へ稲WCSを供給し、稲作農家の水田に家畜堆肥を投入する役割を担っており、耕畜連携の要の組織になっているのである。

図1は東部コントラクターの飼料稲受託面積の推移を示している。当初、飼料稲の栽培は耕種農家にはなかなか普及せず、各市町村ごとに2ha程度の取り組みを要請して始まった。全面作業受託を含めて、飼料稲が開始されてから受託面積が急速に拡大し、その後、その伸びは停滞するものの、二〇一〇年から再びに拡大に転じている。稲の転作における飼料稲の政策的な位置づけを反映して、飼料稲生産の伸びは変動しているが、今日ではほぼ一七〇～一八〇haで安定的に推移している。

(2) 耕畜連携を支えた要因

東部コントラクターが東部地域の耕畜連携による飼料稲生産・稲WCS利用を推進し定着させることができた要因として、次の四点が指摘される。一つは、飼料稲の生産・収穫、調整作業の機械化体系の整備である。細断型ホールクロップ収穫機や自走式ラップマシン、マニユアスプレッダーなどの農業機械を、鳥取畜産農協からリースする方式で整備してきた。稲WCS調整作業は専用

図1 東部コントラクターの飼料稲受託面積



の細断型収穫機1台とラップマシン二台が一セットとな
って行われており、現在、東部コントラクターではフル
に4セットが稼働できる体制を取っている。一セットの
機械費用は約二、〇〇〇万円で、故障時のバックアップ
用の機械保有を含めて、多額の投資に見合った作業面積

の拡大を図ってきた。たと

えば、細断型収穫機では年
に四〇ha/台の収穫作業面
積を確保し、五年以上の稼
働を目標にしている。適期
収穫によって品質のよい稲
WCSを家畜農家に提供す
るには、大規模機械化体系
の導入は避けられず、それ
が飼料稲の作付面積の拡大
を働きかける原動力となっ
た。

二つは、耕種農家の組織
化である。二〇〇一年に飼
料稲生産が開始されてか
ら、コントラクターと耕種
農家、畜産農家の組織づく
りが進んでいる。〇二年に

市町村のコントラクター組合とそれらを実質的に運営す
る東部コントラクター（任意団体）が設立され、〇四年
に水田農業確立対策を契機として、飼料稲営農生産集団
が各市町村に設立されている。飼料稲の圃場が団地化さ
れたわけではないが、その方向を展望して耕種農家の資
料稲営農生産組織と畜産農家の組織である畜産振興会が
契約を結んで、安定的に飼料稲生産に取り組むこととな
った。東部トラクターは営農集団の事務局となり、〇六
年に株式会社となってからも、耕種農家が継続的に飼料
稲生産や堆肥散布を行う働きかけをしている。

三つは、資源循環による耕畜連携メリットの確保であ
る。耕畜連携は稲作農家に対して転作メリットを保証
し、畜産農家に堆肥処理のための圃場を提供するととも
に、提携している生協の組合員に訴求するポイントとな
った。地域の休耕田や転作田を活用して国産飼料を増産
し、家畜堆肥を水田に還元することで地力の維持を図る
という資源循環への取り組みが、鳥取畜産農協の産直牛
肉の特質として強調されている。

四つは、飼料稲生産などに対する政府の補助政策であ
る。現在、飼料稲の栽培に対して八万円／一〇a、資源
循環などの耕畜連携の取り組みに対して一・三万円／一
〇aが交付されている。二〇一五年度の飼料稲生産農家
の事例に基づいて提示された一六年度の飼料稲生産の一

○アールあたり収支見通しは、以下になる。収入は、稲WCS（ハロール）販売代金二四、〇〇〇円、交付金八〇、〇〇〇円で二四、〇〇〇円となる。費用は、種子・肥料・農薬代一〇、五〇〇円、収穫・調整代二六、四〇〇円で三六、九〇〇円となる。堆肥散布を行う場合には、散布代は耕畜連携の補助金の一万円が充当され、残りの三千円が収入になり、さらに肥料代は減少する。こうして農家所得は六七、九〇〇円、堆肥散布を行う場合には七〇、一〇〇円と見込まれる。苗を購入し、飼料稲栽培の全作業を委託して、飼料稲生産のすべてをコントラクターに任せただけの場合、費用は約三三、〇〇〇円の掛かり増しとなるので、農家所得は三五、一〇〇円となる。このように稲作農家にとって飼料稲は食用米に匹敵する、あるいはより高い手取り所得が見込まれる作物となっている。政策的に支えられた飼料稲の高い収益性が、飼料稲生産の拡大を促したといえよう。

畜産農家に提供される稲WCSは、その生産原価よりも低い販売価格が設定されており、稲作農家に交付される補助金の一部が畜産農家に移転されていることになる。耕種農家に対する飼料稲収穫・WCS作業の受託料は、耕種農家が畜産農家に販売するWCS代金三、三〇〇円／ロールとはほぼ同額に設定され、飼料稲栽培の他の生産費は補助金から賄われている。耕畜連携は補助金を

耕種農家と畜産農家でシェアする取り組みということでもある。

(3) 東部コントラクターの経営状況

東部コントラクターの経営収支を損益計算書から概観しておこう。年度ごとの変化は大きいが、おおよその傾向はみてとれるであろう。営業利益は二〇一一年度が六八万円、一二年度が四二〇万円であったが、一三年度は種子代、修繕代、雑費が大幅に増えて生産原価を押し上げ、営業外収益の受入補助金と雑収入が減少したために一三万円の損失になった。

主な受託作業料金などは、次のように設定されている。耕種農家からの飼料稲全作業受託は一〇アールあたり七、〇〇〇円、飼料稲収穫・WCS作業は一二、〇〇〇円＋一、八〇〇円×ロール数で料金が算定され、一ロールあたりおよそ三、三〇〇円である。堆肥散布は一〇アールあたり一〇、〇〇〇円で、耕畜連携の交付金から充当される。

売上高九、八〇〇万円は飼料稲生産・WCS調整とそれらの圃場への堆肥散布によるものである。飼料稲収穫・稲WCS調整作業受託が約四、五〇〇万円、飼料稲の全作業受託九〇〇万円、堆肥散布一、六〇〇万円、苗販売が四〇〇万円で、ほかに堆肥運搬およびその他の作業受託（飼料用トウモロコシおよびソルゴーの収穫作業な

ど、種子販売、事務受託費などがある。

生産原価では、労務費が二、三〇〇万円、生産経費では資材費二、一〇〇万円、コンバイン利用料などの賃料料金一、三四〇万円、WCSなどの運搬費一、一五〇万円、燃料費五〇〇万円、修繕費五〇〇万円、減価償却費三二〇万円などが主だったものである。コンバインなどの農業機械リース料・修繕費といった機械・設備費と生産資材・燃料費が生産原価の大半を占めている。

東部コントラクターはこれまで順調に事業規模を拡大してきたが、近年の経営収支には新たな事業を模索する変化の兆しが現れている。飼料用トウモロコシの収穫や食用米への堆肥散布、さらに二〇一二年度からは湖山池周辺の牧草栽培・収穫作業の受託収入が加えられた。飼料稲以外の受託作業が積極的に導入されている。

それは売上高と生産原価の変化に対応しているのだろう。前掲図1に示されるように、飼料稲の全作業受託および収穫・WCS作業、堆肥散布作業の面積が頭打ち、さらには漸減しつつあり、作業受託収入も同様の動きを示していると考えられる。酪農・肉用牛経営の廃業増加、牛の飼養頭数の減少によって、稲WCSへの需要も伸び悩んでいる。補助金単価の引き上げによって、耕種農家にとって取り組みやすい飼料米への転換が進んだからでもあろう。

一方、生産原価が増嵩している。燃料費にとどまらず、生産資材費、機械設備の修繕費が大幅に増えている。消耗品・備品費などの節約ではカバーできず、先にみたように営業収支を圧迫しているのである。従来の事業内容のままで耕畜連携のパイプは先細りになってしまいかねない。将来を見据えて、受託作業の多角的な拡大が図られているといえよう。

3、東部コントラクターの課題

東部コントラクターは鳥取畜産農協の実働組織として、耕畜連携を実現してきた。しかし同時に、コントラクター事業の課題も次第に浮き彫りになってきた。

第一に、飼料稲の収量の安定化、品質の向上である。稲WSCのロール数は二〇〇一年には一、六四七個でしかなかったが、飼料稲作付面積の拡大とともに着実に増大しており、東部コントラクターが二〇一三年に調整したロール数は一七、八三二個となった。しかし、飼料稲の夏場の水不足や収穫時期における悪天候、病虫害の発生などで、収穫量はかなり変動している。一〇アールあたりのロール数はおおよそ八〜九個であるが、二〇〇七年は七・六個、二〇一〇年も七・八個と落ち込んだ。その後、新品種への転換が進んだこともあって、一一年は九・六個、一三年は九・八個と単収が増えている。稲W

CSの収量の安定化は基本的な懸案事項となっている。

稲WCSの品質の向上も重要な課題として意識されてきた。ヒエなどの雑草が繁茂している圃場の飼料稲で調整されたWCSなど、低品質の飼料稲には畜産農家からのクレームが頻発するからである。耕種農家が集まる東部コントラクターの総会で、飼料稲の適切な栽培管理を指導する一方で、雑草が多く生えている圃場の収穫作業は受託しないという対応も避けられなくなっている。東部コントラクターに飼料稲栽培の専門的なノウハウを期待する生産者も多くなっているといえよう。

第二に、飼料稲圃場の団地化である。飼料稲を生産する耕種農家は飼料稲生産営農集団のメンバーとして組織化されているものの、飼料稲の作付面積や圃場の選択は個々の稲作農家に任されている。二〇一一年の東部地域の飼料作付面積は一七二・二haであったが、圃場は九八集落、九三六筆であった。飼料稲作付水田はある程度まとめられているが、団地化はまだ充分に進んでいるとはいえない。飼料稲の生産費を削減するためには、圃場の団地化を進めていくための耕種農家の協力が欠かせなくなっている。

第三に、堆肥の品質管理である。東部コントラクターは二トン車で延べ三、〇〇〇〜四、〇〇〇台の堆肥を圃場に散布しており、臭いなどに対する周辺住民からのク

レームが寄せられることもある。すべての畜産農家が堆肥を完熟させているわけではなく、なかには発酵が十分な未熟堆肥を散布しなければならないことがあるからである。東部コントラクターは堆肥散布のタイミングや圃場周辺の環境などを考慮して、堆肥散布へのクレーム防止に努めている。完熟堆肥の散布が畜産公害の発生を防ぐだけでなく、圃場の地力増進や環境保全にも有効であることを畜産農家に理解してもらい、堆肥づくりの支援にも関与することが期待されている。

第四に、受託作業の多角化に対応した専門的な能力の涵養である。現在、東部コントラクターの従業員は、鳥取畜産農協からの出向常勤職員（オペレーター）が五名、一年契約の臨時雇用者が三名、三ヶ月の臨時雇用者が五名で、常勤職員の労働効率、能力を高める周年就業体制は徐々に整ってきた。近年は受託作業の多様化が進み、ほぼ周年での就業体制が組まれるようになった。春になると飼料稲・食用米の苗作りや田植え、湖山池周辺の草地での牧草生産が始まり、七月は飼料稲の水田の畦草刈りなどの管理作業、八月はデントコーンの収穫・調整作業、九月上旬から一月二〇日頃までは飼料稲の収穫作業、その後もソルゴー収穫、堆肥散布作業が続く。冬場は農業機械のメンテナンスを行うので、作業が途絶えることはない。また(株)美敦牧場で牛の飼養管理作業、積雪

時の雪おろし作業を行うこともある。

ソルゴー栽培による耕作放棄地の復田・地力回復促進、牧草栽培・乾牧草調整作業の導入、さらに酪農経営の牧場管理、^(株)美歎牧場での肉用牛飼養管理など、地域の農業が直面している問題がいっそう深化しているのに対応して、コントラクターに期待する受託作業は多角化し拡張されようとしている。鳥取畜産農協は東部コントラクターに耕種・畜産農家の多様なニーズに応えられる事業展開を求めているのである。

たとえば、農地管理法人や農業生産の担い手としての役割も展望されている。鳥取県は二〇一四年七月に農地中間管理事業における担い手を公募した。五〇ha以上の大面積の借り受けを希望した法人は七つあり、東部コントラクターはその一つである。今後、東部コントラクターが農業生産法人として農業に新規参入しうるように、まず農地借受希望者として手を挙げたのである。

コントラクターとしての事業内容を広い分野に拡張し、しかもサービス事業体から農業経営体に転換していくためには、職員が専門的で高度な能力を身につけている必要がある。コントラクターに委託者のレベルを超える知識・経験がなければ、アウトソーシングによる農業生産の効率化、地域農業の活性化は絵に描いた餅になるからである。新たに生まれてくる農家のニーズに対応し

て、受託事業の内容を広げていくだけでは信頼関係は築けない。^(株)美歎牧場や^(株)TMRとったりなどの他の農協子会社との連携強化、組織統合も検討されよう。耕種農家や畜産農家が脆弱化していくなかで、鳥取県東部で広がってきた耕畜連携の取り組みを、コントラクターが主導的に発展させていけるかどうか、そのための手法として何が有効であるかが問われていくことになる。

参考文献

農畜産業振興機構『家畜排泄物利活用優良事例調査』二〇一一年

旧町一農場を目指した八頭船岡営農組合の取り組み

宇都宮大学教授 秋山 満

1、旧町一農場型の八頭船岡農場設立への取り組み

船岡地区は、郡家町、八束町、船岡町が合併した八頭町の山沿いの中山間地に属する旧町村である。人口は約四五〇〇人、農家数は七〇六戸、水田面積は三四二ha、集落数は三三集落であり、水田営農を主体に、シイタケ・きのこ類、酪農・繁殖等の畜産が盛んな地域である。土地利用型の担い手としては五〜一五haの経営が二戸、その他に独自販売の生産法人（きのこ・鶏卵）がある。

基幹的農業従事者の八割以上が六五歳以上の高齢者であり、米価も下落する中、地区の農業存続への危機感が募っていった。こうした危機感は、担い手の規模要件が課された経営所得安定対策への移行期に本格化することになる。表1は八頭船岡農場設立の取り組み経緯を見たものである。二〇〇六年末の船岡下町農場の設立を契機

に、二〇〇八年農協支店、町、振興局で集落営農推進プロジェクトを発足、旧町単位の農協支店を中心に運営委員会、個別経営単位では限界があるとして集落営農取り組み方針を決定していった。

集落営農方針のポイントは以下の通りである。座して衰退を招くのではなく、中山間地の生き残り・活性化の方策として集落営農に取り組むことを基本方針とし、その理念として①器づくり（利用権設定等の土地利用形態の確立）、②組織づくり（集落営農法人などの組織体制の確立）、③人づくり（相互扶助の人間関係の再構築、村と農業の後継者育成）を三本柱とした。その方向性としては、以下の四つの方向が打ち出される。第一は、集落の農業の維持、相互扶助の人間関係の立て直しなど、子供たちに集落と農業を残す取り組みとする。第二は、集落の土地の虫食い状態（耕作放棄地等）を防ぐ。第三は、集落営農として農事組合による法人化を目指す。法

表 1 八頭船岡農場の主な取り組みの経緯と現状

2006	船岡下町農場39戸21ha
2008	農協支店で集落営農取り組み方針決定 集落別アンケート・集落別座談会 集郡家農場32戸22ha
2009	広域農事組合法人・八頭船岡農場設立 「共生の里」ふるさと船岡再生プラン 全集落別座談会31集落実施
2010	5集落119戸71ha参加(集郡家含む、下町は統合) 農政転換に対応して集落座談会開催 11集落230戸126haへ参加拡大 「八頭船岡共生の里チャレンジプラン」策定
2011	18集落321戸162haに拡大 「船岡共生の里づくり推進委員会」に主要メンバーとして参加 最奥地である志子部集落(12戸)参加
2012	志子部地区交流事業開始 里地里山再生事業の開始
2013	農場研修会新規農業研修生4名採用 共生の里「志子部の館」竣工
2014現在	37集落中29集落参加(78. 4%) 参加戸数706戸中426戸参加(60. 3%) 水田面積342ha中208ha集積(60. 8%)

注：ヒアリング資料、八頭船岡農場総代会資料より作成

人化は、①旧船岡農協の広域集落を一組織とし、実行組合単位を運営の基礎とする方式と、②各集落別に法人を

作り、集落営農協議会的な組織で補完・調整する方式の二通りがあるが、当面は後者の各集落単位の集落営農化を目指す。第四は、農協支店の重要な取り組みとして、全集落での集落営農組織確立を基本方針として支援するの四つである。

こうした基本方向の下、下町農場での集落営農の経験も踏まえながら、次の四つの姿勢・原則で集落営農の具体化を図っていった。第一は、現状から出発し、極力現在の姿を変えない所からスタートする。第二に、働ける人は極力働き自分の水田を守る、土地の利用調整や農作業の調整は構成員の意思を原則尊重した運営を図る。第三に、機械投資は極力行わず、現在の機械を最大限利用する。第四は、農家毎に収支を算出し、収益・経費がわかるようにする。また、法人の経費に関しては、法人として活動する収入で賄うことを原則とし、法人化以前より負担が増えないよう工夫するの四点である。この四つの原則の下で、①水田の作付意向(米・転作)、自分でできる作業と法人に任せる作業、全部任せる水田など、構成員の要望の事前取りまとめを行う。②法人として管理する水田作業を取りまとめ、準備すべき資材の取りまとめと発注手続きを行い、作業計画とオペレーター等の分担計画を立案する。また、米や飼料稲の収穫等作業を農協やコントラクターに外部委託する組織間調整を行

う。③機械は現行の機械利用を前提とし、作業料・利用料を設定し、法人内での分担により生産を行う。④法人運営の財源は、利用料とオペレーター料の差額を原資とすると共に、法人化により上乘せされる助成金等の獲得の一定額を事務費として確保することで調達するという四点で具体化を図っていた。こうした方針の下、旧町の全戸アンケートを実施、集落単位で意向を集計しつつ集落座談会を開催していった。こうした過程で埴郡家農場が設立、農地集積事業、経営所得安定対策の要件確保、農協からの大口奨励対象、水田協からの転作奨励金上乘せ等の集落営農化によるメリットが明確になる中、集落営農推進の気運が一気に高まることとなった。

二〇〇九年に集落営農等担い手対策会議を発足、各集落単位の集落営農化を進める方針から旧船岡農協の広域集落を一組織とし、実行組合単位を運営の基礎とする方式に転換し、広域集落営農法人として八頭・船岡農場を設立した。ここでは、政権交代による農政転換も睨みながら、「共生の里」ふるさと船岡再生プランを策定、第一段階 地域全体を支える組織体制の確立、第二段階 水田の有効活用をはじめ法人としての事業強化、第三段階 崩壊や衰退を食い止める段階から再生への取り組みへの拡大という三段階の取り組みを提起した。法人の具体的な事業として、①水田の有効利用として最大限の水

稲の作付と転作における飼料稲・飼料米・飼料作物による水田フル活用、②白ネギ、ブロッコリー等の商品作物の導入・直売による所得確保の推進、③条件不利水田における住民・消費者による体験農園等の交流事業の推進、④再生事業を活用した耕作放棄地解消対策の推進、⑤農地・水・環境対策を活用した景観保全や地域作りの取り組みへと事業範囲を拡大した。こうした事業を推進するための体制づくりとして、広域集落営農組織を核に、集落単位の地域作り活動を強化（集落部会）するとともに、法人内部にオペレーター部会、作物別部会、耕作放棄地や交流を扱うその他部会を編成、役員会とともに拡大運営委員会を中心に地域作りのための組織体制の強化を図っていた。

こうした方針転換の下、全三一集落別座談会を開催、政権交代による農政転換の方向性を見極めつつ、先行していた下松農場の参加、埴郡家農場との連携の下、二〇一〇年に五集落一一九戸、七一haの広域集落営農法人としてスタート、個別タイプの担い手二戸とも連携して地域の受け皿づくりを進めていった。その後、転作における飼料米生産の拡大を基軸に参加集落・戸数は順調に拡大していった。また、「共生の里チャレンジプラン」による地域作り活動の強化を図りつつ、山間地の志子部集落にまでその活動範囲を拡大、再生事業による耕作放棄

地の復元活動や交流のための拠点施設の設立と研修生の受け入れを行い、地域の活性化の拠点としての役割を果たしてきている。その活動範囲は、当初の第一段階の地域を支える組織体制づくりから、第二段階の飼料稲・飼料米等による水田の有効活用と商品作物の導入による法人事業の強化へ、さらに、第三段階の地域再生へ向けた復元活動や都市住民との連携交流活動へと着実にその事業範囲を拡大してきたと言える。

現在は、センサスベースで三七集落中二九集落（約八割）が参加、参加戸数は七〇六戸中四二六戸（約六割）、水田面積は三四二ha中二〇八ha（約六割集積）とまさに地区農業の拠点の位置を確保して今日に至っている。

2、八頭船岡農場の実績と経営成果

表2は船岡地区における水田利用の実績（二〇一三年）を見たものである。

第1の注目点は、八頭船岡農場設立前の二〇〇八年と二〇一三年を比較したとき、船岡地区全体として水稲作付面積が増大し、地力作物、その他、保全管理面積が減少した点である。農場設立に当たり、極力働けるものは働き、自分の水田を守るという方針の下、集団の支えの中で水稲の復活が進展した。面積構成比や農場割合で確認できるように、こうした動きは農場参加農家で顕著で

有り、農場設立を契機とした新しい動きである。

第二の注目点は、転作の主要形態が飼料米や飼料稲等の飼料生産にシフトしたことである。先の地力作物、その他、保全管理等の消極的転作対応は、農場設立を契機に米の転作化による飼料生産へと編成替えされたのであり、これも農場割合で確認できるように飼料生産の七五％は農場に集積されている。畜産農協やコントラクターの協力の下、水田に

表2 船岡地区における水田利用の動向（2013年）

	面積実数(2013)				面積構成比(2013)			八頭船岡 農場割合
	船岡地区全体 参考2008	2013年	八頭船岡 農場	農場以外	船岡地区 全体	八頭船岡 農場	農場以外	
地区	346.3	341.3	164.1	177.2	100	100	100	48.1
水稲面積	201.5	206.0	101.0	105.0	60.2	61.5	59.3	49.0
転作面積	144.8	135.2	63.2	72.0	39.8	38.5	40.6	46.7
飼料米等	16.0	43.0	32.5	10.5	12.2	19.8	5.9	75.6
大豆等	12.9	8.7	4.2	4.5	2.3	2.6	2.5	48.3
地力作物	31.5	17.8	6.9	10.9	4.6	4.2	6.2	38.8
その他野菜	30.8	32.8	12.9	19.9	8.6	7.9	11.2	39.3
花卉花木	4.3	3.7	1.0	2.7	0.8	0.6	1.5	27.0
その他	20.2	10.0	2.3	7.7	5.7	1.4	4.3	23.0
保全管理	30.0	19.6	3.4	16.2	4.8	2.1	9.1	17.3

注：八頭船岡定期総会資料より作成

表3 八頭船岡農場の経営状況（2013年度）

費用の部			収益の部		
費目	金額	構成比	費目	金額	構成比
材料費計	29,564,734	14.9	営業収益計	126,383,479	63.7
労務費計	16,785,072	8.5	米代金	88,004,477	44.4
製造経費計	86,388,560	43.6	もち米代金	333,950	0.2
地代	8,956,667	4.5	飼料米・飼料稲	5,992,160	3.0
作業委託料	19,071,026	9.6	白ネギ	14,147,584	7.1
圃場管理費	48,983,782	24.7	その他	7,620,920	3.8
その他	9,377,085	4.7	作業受託料	10,284,388	5.2
一般管理費計	8,928,116	4.5	営業外収益計	65,212,597	32.9
営業外費用等計	4,790,712	2.4	作物助成収入	56,093,908	28.3
当期純利益	51,825,652	26.1	特別収益等計	6,686,776	3.4
費用合計	198,282,846	100.0	収益合計	198,282,846	100.0

注：八頭船岡農場定期総会資料より作成

おけるエサ生産への転換が農場設立を契機に進展しつつあると言える。

第三は、作付面積では明瞭に確認できないが（表3

参照）、白ネギやブロッコリーなどの商品作物が増大したことである。

それまでの自家野菜中心から商品性の強い野菜作への

作付転換が進み、直売を活用した重要な収益部門に育ちつつある。こう

した余剰労働力を活用した野菜作の拡大は、集団農場

による水稲転作部門の補完があって

拡大したものであり、農場設立を契機とした新しい動きとして評価できる。

以上、農場設立を契機に、水稲の縮小、消極的転作対応、その延長上の不作付地や耕作放棄地の増大傾向から、水稲の復活、転作におけるエサ生産の拡大と耕畜連携の強化、商品型作物の導入・拡大へと水田利用は大きく転換したのであり、土地利用の積極的再編に大きな成果をあげつつあるいえよう。

表3は、八頭船岡農場の経営状況を財務の面から概観したものである。まず収益の動向を見ておこう。

第一の注目点は、稲作への復帰を伴いつつなお稲作のウエイトが大きい。稲作部門として商品性の高い白ネギを中心に新作物が収益部門として一定のウエイトを占めてきていると共に、拡大してきた飼料稲・飼料米等が重要な収入部門として育ちつつある点である。

第二は、組織化を契機に作業受託収入がもう一つの収益部門として育ちつつある点である。現状からスタートするとした組織化は、構成員の高齢化や機械の更新期、世代交代に伴い、作業受託の増大や法人への完全委託の形で無理の無い形で組織への集積を図りつつある。

第三は、収益に占める営業外収益の高さ（三三％）である。営業外収益の多くは、転作に係わる経営所得安定対策の要件確保による作物助成収入が占めるが、農地集

積協力金を初め、農の雇用事業や耕作放棄地再生対策、農協からの大口奨励対象、水田協からの転作奨励金上乘せ等、農場設立による制度対応可能性の拡大が大きく機能している。経営の制度依存とも言えるが、農場設立による受け皿体制確立が、事業存続や事業範囲の拡大へと作用し、地域再生に大いに機能していると評価したい。

次に費用の動向を確認しよう。第一の注目点は、構成員からの借地に伴う地代の扱いである。地代は標準水準九〇〇〇円程度の相場にもかかわらず、平均で三〇〇〇円程度に抑えており、費用のウエイトも５％程度と低い。極力構成員の参加を促すために、地代収入を抑えているのであり、労働重視の配分システムとなっている。

第二に、現行の機械利用を有効活用する方針から、法人所有の機械装備における計画的導入と経費削減に機能している点である。農家意向を尊重した法人への委託や完全委託の増大に連動して、機械装備の拡大や雇用対策を取っているため、過剰投資抑制として機能している。

また、稲作や飼料稲等における既存の農協やコントラクターへの外部への作業委託が、機械化投資における固定負債の削減に機能しており、自己完結型よりも連携型の組織体制を模索しているといえる。

第三に、法人作業増大に伴う法人雇用の計画的拡大である。費用の労務費は主にこうした雇用労働に係わる経

費であるが、農の雇用事業も活用しつつ農外からの参入組を含めて地域オペレータの育成として機能しつつある。

第四に、構成員への労働参加の促進と収益性へのインセンティブが働く配分を組み合わせた配当方式である。地代収入を抑制した分、従事配当を重視している形となっているが、構成員への配分に当たって、参加労働に応じて配分する従事労働配当部分（法人当期利益の一部から配分）と圃場管理費（飼料米の作付割合や稲作等の収量等の肥培管理や土地の条件差を考慮して配分）というインセンティブの働きやすい配分方式を併用している。このためには、構成員単位の作付、参加労働、圃場単位の収益差を考慮した法人利用の下での個別収益計算が基礎となっており、労働の質や土地条件の差、及び、作付における経営判断等が巧みに組み合わされているといえる。二つの配分方式を併用することで、現状を重視しつつ、法人としての目指すべき方向付けが行われている。

第五に、一般管理費における集落運営費の重視である。集落単位の調整機能や地域活性化へ向けた経費補填を集落運営費という形で還元しており、構成員と農場を仲介する組織体として集落機能の支援・てこ入れを行っていると考えられる。

3、広域集落農場の機能と役割

広域営農集団としての八頭船岡農場は、大きく三つの機能を果たしていると考えられる。

第一は、旧町という広域エリアを抱え込むことで、地域の生き残り戦略を企画・立案・調整する地域農業マネージャー機能である。農協支店を中核に関係機関が連携した集落営農推進プロジェクト、それと連携する農協総代・部会長・各集落代表者による運営委員会、各集落単位で行われる集落座談会と実行組合長会議という推進体制は、広域集落農場という場で、機能組織と地域組織が連携して地域農業戦略を企画・立案・調整する場となっており、法人の経営を超えて旧町全体を一つの経営としてマネージする農村経営の場となっている。こうした地域農業マネージャー機能確立の基礎として、様々な助成金等の一括受け入れ窓口、販売・購入・外部資金の経理一本化による収益プール機能、及び、構成員の個別経理管理体制の確立による収益配分システム（労賃・地代管理機能）の確立があり、経営内操作可能性の範囲が著しく拡大している点が重要であろう。

第二は、広域営農集団としての作業受委託等の生産補完・支援・貸借等による代替という形で地域農業生産サポート機能である。法人内部における構成員と法人の

役割分担と調整、法人外その他の生産補完システムとの横の連携を図り、排除の論理では無くむしろ参加・連携の論理を追求しつつ、構成員の意向により徐々に法人に生産を移管する無理の無い構造変動の受け皿となっている。こうした生産サポート機能の基礎には、地代重視から労働重視へ移行した収益配分システム、参加労働や土地条件の量と質の差異を加味した労働・土地分級システムによる「公正」な配分方式への模索、法人移管に対応した計画的雇用拡大と再生事業等の様々な事業を組み合わせた年間雇用就業体制の確立への模索がある。

第三の機能は、新規分野や事業範囲の拡大を伴う地域農業イノベーション機能である。広域営農集団の育成を契機に、稲作の復活、消極的転作対応から飼料稲・飼料米等の耕畜連携型の米による転作システムの確立、新規収益部門としての野菜生産の導入等、後退的農地利用からの脱却路線が追求されている。加えて、耕作放棄の再生事業、共生の里づくりによる農外市民との連携方式の模索等、法人としての事業範囲の拡大を伴う新たな価値創造のチャレンジが行われている。こうした地域農業イノベーション機能の基礎には、リーダー層における畜産農協の三〇年の歩みで蓄積してきた事業展開のノウハウと、生協との連携過程で鍛えられてきた経営感覚があり、それが集落営農の場に応用・活用されている。

鳥取県東部地域の農業法人経営…(有) 田中農場 土づくりに基づく高品質のコメ生産

(公財) 日本農業研究所客員研究員

服部 信司

はじめに

田中農場は、鳥取市内から車で四〇分ほどの農村―水田地帯にある。私たち農林行政を考える会が訪れたのは九月一日の一〇時ころであった。農場施設では、何人かの従業員のほうがきびきびと仕事に携わっていた。事務所で田中社長から田中農場について説明を受け、質問に丁寧に答えていただいた。その前日の懇親会に田中社長も出席されたので、私をはじめ何人かは、その場でもお話を伺うことができた。この報告は、田中社長からお聞きしたこと、いただいた資料(会社の概要、田中農場のwebsite記事に基づいている。二日間にわたり時間を割き、対応していただいた田中社長に、改めて感謝の意を表したい。

1 40年の歴史の上に活動

田中正保社長が養豚主体の経営を始めたのは一九七一年、数年後肉豚二〇〇頭を飼養するまでになった。

養豚から作物に切り替えたのは、兼業機会の拡大によって農業をやめたり縮小する人が出始め(七〇年代中ごろ)、農地を借り入れる機会が出てきたからである。今からおよそ四〇年前、農村における新たな動きをいち早くとらえ、借地による経営に着手したのである。最初は転作の麦・大豆中心であった。

この一〇年、借地による経営―規模拡大は、当然のことである。しかし、四〇年近く前に、ほとんど誰もが思いもしなかったときに、借地による経営拡大の可能性を確信し、その方向に舵を切られたわけである。

一九八〇年、田中農場を設立。二〇〇六年に(有) 田

中農場（現在の資本金一〇〇〇万円）とした。

田中農場は、四〇年の歴史の上に存在し活動している。

2 基本的な姿

現在（二〇一四年九月）の経営規模は一〇五・九ha、うち一〇五haが借地である。役員は他に三名（奥さん、息子さん、長年勤めてこられた方）。従業員は正社員八名、臨時雇用八名。役員と正社員の一二人が一〇五haの経営と生産を担っている。大規模法人経営である。

土づくりに強いこだわりを持ち、有機質肥料により高品質のコメ生産を行っている。

3 圃場はまとまっている

一〇五haの農地（五〇〇枚、一枚平均二一・一アール）は、二二八人の地主から借り入れている。さぞかし、多くのところに分散し、作業が大変だろうと思ったが、そうではない。圃場は、五ha、一〇ha、二五haなどにまとまっているという。

なぜ、こうなっているのか。七〇年代に借地に着手したとき、転作奨励金を地主と折半するのが普通であった時に、その全額を地主に渡し、自分は作物を得るだけとした。これが、地域において驚きをもって迎えられ、それならばと、地域でまとめて貸してくれることになっ

た。さらに、今後も農地の貸し出しが増えていくという展望のもとに、貸したす土地があっても、借りる土地は、農場からの半径三キロ以内（地域の旧こおげ町内）に限ったのである。規模拡大を絶対化して、むやみに規模拡大を行うのではなく、将来の経営の在り方を考え、まとまりのある規模拡大を追求してきた。それが、四〇年を経て、一〇〇haの大規模経営ながら、その圃場はまとまっているという姿をもたらしているのである。

4 酒米がトップ

一〇五haのうち、酒米（山田錦）が三八・九haでトップを占める（表1）。主食用コシヒカリは三二・四ha、第二位である。酒米は高い評価を得ている。県内・県外七か所の酒蔵で「田中農場山田錦一〇〇%」の酒が造られているのである。田中農場の山田錦が高い品質を持っているからである。その高品質は、堆肥などの有機質肥料での土づくり↓地力によるコメ生産から生まれている。

5 自家製堆肥での土づくりー地力によるコメ生産

田中農場は、土づくりに強いこだわりを持つ。

堆肥は、「五戸の畜産農家から生糞をもらい、それに

(表 1) (有) 田中農場の作付 (2014年実績)

品 目	h a	%
酒米 (山田錦)	38.9	36.7
コシヒカリ	32.4	30.6
もち米	3.1	2.9
加工用米	7.6	7.2
その他うるち米 ⁽¹⁾	6.5	6.1
大豆	1.0	0.9
黒大豆	1.4	1.3
白ねぎ	2.4	2.3
飼料用コーン	3.4	3.2
飼料用稲	1.7	1.6
ソルゴ	3.2	3.0
野菜 (カブ、人参、玉ねぎ)	0.6	0.6
その他	3.7	3.5
合 計	105.9	100

注 1) ひとめぼれ、みつひかり、きぬむすめ他。

資料：(有) 田中農場「会社概要 (2014年 9月現在)」

田中農場のみみがらを入れ、四―五回切り返して作られる。味噌、醤油のような発酵の香りがする良い堆肥が得られる。このような堆肥を投入して土づくりを行えば、「養分のバランスが取れた土になる」⁽¹⁾という。

「収穫を終えたばかりのまだ温もりのある土に、この自家製の堆肥を投入する。その際、土を掘り起こす深さは三〇センチの深耕にする。通常は一〇センチである

が、より深く耕すことで保肥力が高くて排水の良い土となり、作物がしっかりと根を張って育つ」からだ。その土地を、「日射や水の量が一定になるように均すなど手当てしていく」⁽²⁾。

このように「万全な下準備を施しておけば、体力のある土になり」、その土の地力で（化学肥料を用いずに）作物を育てているのである。

地力で作るということから、疎植であり、単収は一〇アル平均四五〇kg。鳥取の平均単収よりも七〇kgほど少ない。高品質の反面である。

山田錦をはじめとする田中農場のコメが高い評価を得ているのは、こうしたコメ作りの結果である。

6 米価下落の影響は小さなものにさせている

そこから、コメの販売価格が平均二万円（二〇一三年産）に達している。この水準は魚沼コシヒカリに準じているのである。また、コメ（コシヒカリ）の販売先は、高級スーパー、レストラン、外食産業などが七割、宅配による直販が二割で、安定しているとみられる。それによって、最近の米価下落についても「その影響は小さなものにさせている」のである。高品質、それについて高い市場評価の定着が、安定した販売力をもたらしているといえよう。

7 多様な作物を作る

一〇五haの作付けの中心は酒米（山田錦）とコシヒカリであるが、その他にも、もち米三・一ha、加工用米七・六ha、ひとめぼれ・きぬむすめ等その他のうるち米六・五ha、白ネギ二・四ha、飼料用コーン三・四haなど多様な作物を作っている（前掲表1）。鳥取県で作っているほとんどすべての作物を田中農場で作っていると言えるほどである。

こうした作物の多様化によって、経営の多角化を図り、同時に、労働力の年間を通した完全燃焼を心掛けているのであろう。

8 きびしい経営管理の姿勢

田中農場では、新しく就職を希望する人については、半年間アルバイトで雇用する。その間、社長が、本人の仕事ぶりなどを見る。今後、田中農場で仕事を続け、必要な人材になりうるか、どうかを見極めるわけである。

また、採用された場合の初任給は、高卒、大卒、大学院修了の学歴に関係なく、一律という。実力主義に徹している。こうした人材育成についての厳しい姿勢が、土づくりに基づくコメ作りを徹底したものにさせているようにも見受けられた。

9 むすび

現下の米価の大幅な下落は、コメ経営所得安定対策の転換もあって、大規模なコメ農家、集落営農に厳しい状態をもたらしている。それは、JA鳥取中央会の石破地方創生相への要請にも示されている。そのなかで、田中農場は、「米価下落の影響を小さなものにさせている」。それは、高品質のコメ生産が高い評価を得、それが、定着していることの結果であらう。まれにみる経営と思われる。

この経営体は、四〇年の歴史の上に存在している。本来の農業生産―土づくりを基礎とし、その地力で作物を作る―の在り方を、一貫して進めてきた成果として存在しているのである。

強い信念と明確な展望のもとで必要と考えることを行い続けてきた田中農場の姿勢が、受け止められ学ばれる必要がある―振り返って、私はこのように考えている。

注(1) インターネットwebsite、たなか農場

注(2) インターネットwebsite、有限会社田中農場

福島県からの天然農法の移転——丹野喜三郎さん

東京大学准教授

矢坂 雅充

丹野喜三郎さんは福島県の有機農業の先駆的な生産者で、福島県二本松市で天然農法による有機農業を四〇年近く営んできた。丹野式有機農業といわれる天然農法を確立して、三〇〇世帯あまりもの消費者に有機農産物を提供するようになっていた。地道に続けてきた有機農業が多くの人々に支持されるようになり、その矢先に東日本大震災・福島第一原子力発電所事故に見舞われた。丹野さんが七〇歳のときの災厄であった。原発事故後、放射線による環境汚染の広がり直面して、二本松市での有機農業の継続をあきらめ、四月下旬には移住の地を探し歩く。最終的に長野県上田市で天然農法での有機農業の再出発を決意し、二〇一三年五月二三日に移住した。二本松市で定着させてきた有機農業を、上田市の自然に適応させながら移転させることになったのである。

有機農業の原点

丹野さんの有機農業の原点とされるのが、有機農業を切り拓いてきた次の二人である。

まず、昭和初期から無農薬の天然農法を提唱し、長野県立科町で自然農法を切り拓いた黒澤浄氏である。黒沢は「愛善みずほ会」の代表を務め、『改良稲作法』（一九四八年）、『いねつくり』（一九四九年）を著している。漢方の薬草、ウサギの糞・尿を利用した防除、除草などの民衆知といえる栽培技術などが多く紹介されているという。農薬を使わなくとも、健康な作物を栽培する技術があることをいち早く指摘した有機農業の先達者である。

いま一人は、レイチェル・カーソンに先駆けて農薬のおそろしさに警鐘を鳴らし、子どもたちに安全な食べものを提供することが重要であることを訴え続けた医師・

僧侶の梁瀬義亮氏である。梁瀬は自ら直営農場を拓き、有機農業の実践に身を投じている。

丹野さんはこうした先達者の活動や生きる姿勢に共鳴して、有機農業に取り組んだという。いま黒澤の農業への考え方を伝えるために、稲作をめぐる「知恵」や「心構え」などを平易に版画で著した『いねつくり』の復刊を企画して奔走している。有機農業は仕事ではなく、生き方であるという思いが、『いねつくり』からも、丹野さんの熱意からも伝わってくる。

こうして丹野さんらが福島県で有機農業を始めたのは四〇年以上も前のことになる。当時、生協役員だった知人とともに、福島県で有機農業を広める活動にも取り組むこととなり、それは山形県高畠などの県外にも飛び火していった。

天然農法

丹野さんが上田市で行っている有機農業は、一般的な有機農業とはやや異なっている。丹野さんの有機農業はよく天然農法という言葉で紹介されている。たとえば、家畜堆肥はいっさい使用しない。除草剤としてボカシを利用し、肥料はクマザサの搾り粕や畦草などを使っているだけである。多くの有機農業生産者が利用する鶏糞などの家畜堆肥は、即効的な肥効はあるが、過剰に地力を

高めてしまい、むしろ作物に多くのアブラムシが集まるようになり、害虫や病気の被害が広がる原因になると指摘する。クマザサや薬草の絞り粕を圃場の表面に散布すると、土壌の腐敗菌が除去され、作物の病気予防に効果があることもわかってきた。黒澤浄氏が自然農法の実践から蓄積してきた自然の「知恵」や「法則」を、丹野さん自身もさまざまな試行錯誤を重ねて発見しようとしている。有機農業の熟練生産者であるにもかかわらず、いつも自然が授けてくれた栽培方法・技術の奥義を探し求めているかのようなのである。

上田市での有機農業

丹野さんの上田市の経営耕地はいまでは三ヘクタール弱となっている。水田は七〇アールであるから、耕地の多くは畑である。これらの畑にはさまざまな作物が栽培されており、栽培品目は五〇〜六〇種類である。コメ・小麦・キュウリ・なす・トマト・タマネギ・長ネギ・ニンジン、キャベツ、大根、白菜が主な作目であるが、もち小麦や黒ニンジンといったあまり見かけない作物も栽培している。「松本一本ネギ」や「山口大根」などの長野県の伝統野菜・地野菜も多く栽培しており、二本松市でつくっていた黒大豆も続けて栽培している。

こうしてつくられた有機農産物は、どのように販売さ

れているのだろうか。丹野さんの販売への考え方は、次の三つの方針に表れているといえよう。

一つは、基本的に地元で販売することである。主な販売ルートは、主に①NPO「食と農のまちづくりネットワーク」が運営している上田市中心部の「コラボ食堂」前で開かれている土曜日、②会員消費者へのボックス野菜の宅送である。福島県で有機農業生産をしていたときと同様、消費者への直売が中心になっている。土曜日では多くの固定客が買いに来てくれるので、二時間程度であつという間にすべて売り切れてしまうという。ボックス野菜は三〇軒ほどの家庭に届けられている。消費者の家に丹野さんの妻が届けに行ったり、消費者が丹野さんの家まで野菜を取りに来てくれる。有機農産物を食べている消費者と直接コミュニケーションを取りながら販売することを大事にしていることがわかる。

むろん地元以外での多様な販売先ももっている。福島県にいたときからのつながりで、東京、名古屋、大阪などの流通業者に販売しており、「大地の会」や東京の伊勢丹にも提供している。それでも地元の消費者に提供することを最優先しており、数量に余裕のあるもの、余つたものが「大地の会」などに提供されている。

二つは、高く評価されている有機農産物であるとはいえ、その販売単価を抑えようとしていることである。N

PO「食と農のまちづくりネットワーク」が開設している「コラボ食堂」前での土曜日では、他の生産者はかなり高いマージン率を設定して販売価格を決めているが、丹野さんはマージンを一〇パーセントに抑えている。価格が高ければ有機農産物の売れ足も鈍くなり、野菜の鮮度も低下する。マージン率を低くして小売価格を抑えることで早く売り切り、新鮮で品質のよい野菜を消費者に提供することが、本来、農業生産者が目指すべきことというわけである。有機農産物であれば、消費者は高値でも買ってくれるというような考え方には否定的である。

三つは、品質のよい農産物を加工原料に当てていることである。いずれも委託製造加工であるが、小麦からうどんを、ニンジンからニンジンジュースをつくっている。これらの加工品の原料は、味や品質がよいものを使うことにしているという。加工原料だから処分品をあてがうということではなく、生鮮品も加工食品も本当によいものをつくって提供したいという思いなのだろう。

有機農業の移転

地元の有機農業サポーターが期待していること、そして丹野さんが移住で決意したことは、これまで丹野さんが二本松市で築いてきた有機農業を新たな地に適応させて移転することであった。

二本松市で始まった有機農業勉強会（年一回）は、上田市の公民館、長野大学の共同企画として受け継がれて続いている。毎回、非農家の有機農業に関心をもって、いる高齢者を中心に四〇～五〇名が参加して、有機農業の基礎的な技術や考え方を丹野さんから学んでいる。勉強会では丹野さんが自然農法を探索してきた過程で知り合い、交友を重ねてきた著名人などを招いて講演会も開いていて、自然農法の世界の広がりを理解する場にもなっている。さらに今後、黒澤浄氏の教えをふまえて、里山の果実、山菜、野草などを学ぶ勉強会を始めた、と考えている。里山の自然を再評価し、大事に利用するためには、先人が自然の観察のなかから発見してきたさまざまな知恵や知識を学ばなければならないからであろう。

また丹野さんは移住後、上田地域の歴史や風土などを積極的に勉強しており、有機農業に限られない広い人的ネットワークを築いている。移住した地域は開拓村で、地域の人々のつながりが強い。戦前に遡って村や人々の系譜や歩んだ途を辿り、地域の農業の成り立ちを学んできた。いまではまるで地元の古老のように地域の農業に関わってきた人々の歴史を知っている。

農業は地域の自然と多くの人との関わりがなければ続けられないと丹野さんは語る。有機農業を移転するため

に、丹野さんはまさに地元の人たちとの関わりを深め、新たな土地の風土や自然を学び続けてきたように思う。

有機農業の復興

丹野さんがいつも強く意識してきたのは、長年かけて築いてきた有機農業生産の復興だったのではないか。そのために福島県から長野県への移住を決意したのだろう。丹野さんはしばしば「人の知らない苦勞をしなければ農業はできない。農業が変わらないと、人は変わらない。」と語る。有機農業を続けることで人も地域も変わっていくという強い意志、決意なのかもしれない。

いま福島県の有機農業生産者はまだ有機米としてコメを売れる状況になく、厳しい状況に置かれている。ほとんどの農家は後継者を確保することができず、有機農業の将来を見通すことができないと丹野さんは心配する。丹野さんの長野県への移住は、福島県の有機農業の復興を福島という地域のなかで実現しなければならぬのか、たとえ福島県を離れても有機農業を次の社会にバトンタッチしていくことではないのかという厳しい問いかけであった。丹野さんは地域に縛られずに、新たな地域で住民との親密な関係を構築して、福島の有機農業を復興・継承する途を選んだのである。

編集後記

本号の現地調査報告を読むと、過疎化・高齢化が急速にすすむ中山間地で、自らの住む地域の存続と振興をめざした人々の苦悩・苦闘が偲ばれる。高齢化・過疎化の要因には勿論、若者層の都市部への移動があり、生計を維持するためには働く場の確保が必須だからだ。統計によれば、地方から東京圏には毎年一〇万人前後が移動しているという。無論のこと長い間農林業では生計が維持できない事態も続いている。とりわけ今年はそれが顕著で、コメの前渡し金の激減、転作奨励金も減ったうえ燃料や肥料代が高騰、流した汗が報われるどころかやればやるほど赤字が増えるという惨憺。事態は深刻で、離農・脱農、挙家離村が進むのではないかと心配される。

それでも昨今、若者層の移動に変化が生じ、「田園回帰」の兆しがみられるという。

昨年の春、国立社会保障・人口問題研究所が二〇四〇年の地域別推計人口を公表した。高齢化の加速という総論に新味はないが、都道府県別の高齢者の増加率が目を引く。概して大都市で激増、地方は安定傾向を示しているのだが、例えば二〇一〇年を基準とする六五歳以上の増加率は神奈川県が六〇%、東京都が五四%などに対し、島根県はマイナス二%である。識者は、「都市で高齢

者が増えれば、対応する老人ホームも増やさねばならない。島根は高齢者が増えず施設を増やす必要もないし、そこそこ働く場もある。これまで地方が抱えてきた問題を、大都市はこれから直面する」とし、「都会へ行けば働き口があるという時代は終わり、地方に人が逆流する可能性」を示唆する。

「帰農」の流れについて思想家の内田氏は、「都市部での雇用条件の劇的な劣化」と指摘する。財界が進めてきた「グローバル人材育成とは、すなわち能力の高い労働者を低賃金で働かせる仕掛けで、企業は大きな利益を上げてきた。だが、労働者を収奪し過ぎた結果、若者達は都市部で賃労働する以外の選択肢を真剣に考えざるを得なくなった」という。

一〇月末の晴れ渡った空の下、連合が七年ぶりに早朝から国会前座り込み行動を実施した。労働者派遣法の改悪に久方ぶりに怒ったのだ。元来、派遣法は特殊な業務に臨時・一時的に就業するに際し創られた制度だが、今や職種の間壁が取り払われ製造業にも導入、派遣などの非正規労働者が急増した。法案には派遣社員の受け入れ期間を事実上撤廃し、企業の派遣労働者の固定化や正社員の派遣化が進む虞があるからだ。「世界一企業が活動しやすい国」を目指す安倍総理、企業優遇も度が過ぎようというもの。

(太田)